

新規上場申請のための有価証券報告書
(I の部)

株式会社ウイルテック

目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	4
3. 事業の内容	6
4. 関係会社の状況	9
5. 従業員の状況	10
第2 事業の状況	11
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	11
2. 事業等のリスク	13
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	16
4. 経営上の重要な契約等	24
5. 研究開発活動	25
第3 設備の状況	26
1. 設備投資等の概要	26
2. 主要な設備の状況	27
3. 設備の新設、除却等の計画	28
第4 提出会社の状況	29
1. 株式等の状況	29
2. 自己株式の取得等の状況	40
3. 配当政策	40
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	41
(1) コーポレート・ガバナンスの概要	41
(2) 役員の状況	46
(3) 監査の状況	50
(4) 役員の報酬等	52
(5) 株式の保有状況	53
5. 経理の状況	54
1. 連結財務諸表等	55
(1) 連結財務諸表	55
(2) その他	105
2. 財務諸表等	106
(1) 財務諸表	106
(2) 主な資産及び負債の内容	121
(3) その他	122
第6 提出会社の株式事務の概要	123
第7 提出会社の参考情報	125
1. 提出会社の親会社等の情報	125
2. その他の参考情報	125
第二部 提出会社の保証会社等の情報	126
第三部 特別情報	127
第1 連動子会社の最近の財務諸表	127

第四部 株式公開情報	128
第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況	128
第2 第三者割当等の概況	129
1. 第三者割当等による株式等の発行の内容	129
2. 取得者の概況	131
3. 取得者の株式等の移動状況	135
第3 株主の状況	136
[監査報告書]	

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 宮原 幸一郎 殿
【提出日】	令和2年2月3日
【会社名】	株式会社ウイルテック
【英訳名】	WILLTEC Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 宮城 力
【本店の所在の場所】	大阪市淀川区東三国四丁目3番1号
【電話番号】	(06)6399-9088
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 渡邊 剛
【最寄りの連絡場所】	大阪市淀川区東三国四丁目3番1号
【電話番号】	(06)6399-9088
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 渡邊 剛

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第26期	第27期
決算年月		平成30年3月	平成31年3月
売上高	(千円)	20,001,644	22,899,832
経常利益	(千円)	994,156	939,870
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	746,533	649,625
包括利益	(千円)	746,533	648,106
純資産額	(千円)	4,099,345	4,679,801
総資産額	(千円)	9,099,528	9,711,788
1株当たり純資産額	(円)	799.87	913.13
1株当たり当期純利益	(円)	156.76	126.76
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	—	—
自己資本比率	(%)	45.1	48.2
自己資本利益率	(%)	20.1	14.8
株価収益率	(倍)	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	815,059	655,211
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△252,203	△200,181
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△66,600	△214,410
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	2,964,912	3,204,690
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	2,698 (1,509)	3,385 (1,366)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できないことから、記載しておりません。

3. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できないことから、記載しておりません。

4. 従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（有期雇用の契約社員、パート社員、嘱託社員及び外国人実習生を含む。）は、年間の平均での人員を（ ）外数で記載しております。

5. 第26期及び第27期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づき作成しており、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第204条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

6. 当社は、令和元年9月19日開催の取締役会決議により、令和元年10月16日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。第26期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第23期	第24期	第25期	第26期	第27期
決算年月	平成27年 3 月	平成28年 3 月	平成29年 3 月	平成30年 3 月	平成31年 3 月
売上高 (千円)	8, 113, 323	9, 760, 546	10, 337, 159	11, 427, 831	16, 022, 071
経常利益 (千円)	285, 111	392, 254	410, 954	499, 935	626, 990
当期純利益 (千円)	224, 986	101, 006	107, 196	458, 272	429, 847
資本金 (千円)	98, 000	98, 000	98, 000	98, 000	98, 000
発行済株式総数 (株)	1, 211, 700	1, 211, 700	1, 211, 700	1, 211, 700	1, 211, 700
純資産額 (千円)	1, 869, 510	1, 927, 047	1, 987, 938	2, 479, 990	2, 842, 188
総資産額 (千円)	3, 827, 781	4, 078, 740	4, 813, 200	5, 687, 656	6, 694, 548
1株当たり純資産額 (円)	1, 978. 32	2, 039. 20	2, 103. 64	483. 90	554. 57
1株当たり配当額 (円)	32. 00	47. 00	67. 00	71. 00	140. 00
(うち1株当たり中間配当額)	(10. 00)	(24. 00)	(26. 00)	(35. 00)	(30. 00)
1株当たり当期純利益 (円)	238. 08	106. 89	113. 44	96. 23	83. 87
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	48. 8	47. 2	41. 3	43. 6	42. 5
自己資本利益率 (%)	12. 8	5. 3	5. 5	20. 5	16. 2
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	13. 4	44. 0	59. 1	14. 8	33. 4
従業員数 (人)	825	1, 533	1, 638	2, 040	2, 865
(外、平均臨時雇用者数)	(1, 603)	(1, 445)	(1, 215)	(1, 179)	(1, 120)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないことから、記載しておりません。

3. 株価収益率については、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないことから、記載しておりません。

4. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（有期雇用の契約社員、パート社員、嘱託社員及び外国人実習生を含む。）は、年間の平均での人員を（ ）外数で記載しております。

5. 第26期及び第27期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第204条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

なお、第23期、第24期及び第25期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第204条第6項の規定に基づく有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。

6. 当社は、令和元年9月19日開催の取締役会決議により、令和元年10月16日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。第26期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

7. 当社は、令和元年10月16日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っております。

そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第23期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

なお、第23期、第24期及び第25期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。

回次	第23期	第24期	第25期	第26期	第27期
決算年月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月	平成31年3月
1株当たり純資産額 (円)	395.66	407.84	420.73	483.90	554.57
1株当たり当期純利益 (円)	47.62	21.38	22.69	96.23	83.87
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配 当額) (円)	6.40 (2.00)	9.40 (4.80)	13.40 (5.20)	14.20 (7.00)	28.00 (6.00)

2 【沿革】

- 平成4年4月 株式会社アイピーエヌを大阪府門真市に設立。製造請負事業を開始
- 平成15年4月 株式会社アイピーエヌが株式会社ジャパングリエイト関西に商号を変更
- 平成15年8月 株式会社ジャパングリエイト関西が一般労働者派遣事業・有料職業紹介事業の許可を取得し、労働者派遣事業を開始
- 平成16年3月 株式会社ジャパングリエイト関西が製造派遣事業を開始
- 平成16年5月 外国人技能実習生の受入を目的として、大阪市淀川区に電子・機械部品製造事業協同組合を設立（現持分法適用関連会社）
- 平成16年10月 株式会社ジャパングリエイト関西が株式会社ウイルテックに商号を変更
- 平成16年10月 関東地方での事業拡大を目的として、株式会社ウイルテックが株式会社エフオーエスの全株式を取得し、子会社化
- 平成16年10月 管理業務の内製化を目的として、株式会社ウイルテックが株式会社ジェイシーアイ（現株式会社ウイルハーツ）の全株式を取得し、子会社化（現連結子会社）。障がい者支援事業を開始
- 平成17年1月 中国での事業展開を目的として、株式会社ウイルテックが威璐特上海商務諮詢有限公司を中国上海市に設立
- 平成17年3月 株式会社エフオーエスが大阪市淀川区に本社を移転
- 平成17年3月 技術者派遣事業への進出を目的として、株式会社ウイルテックが株式会社ワット・コンサルティングの全株式を取得し、子会社化（現連結子会社）。技術者派遣事業を開始
- 平成17年6月 株式会社ワット・コンサルティングが大阪市淀川区に本社を移転
- 平成17年7月 九州地区における製造請負・製造派遣事業の強化を目的として、株式会社ウイルテックが株式会社ウイルテック九州を福岡市博多区に設立
- 平成18年3月 会社としての環境配慮姿勢を鮮明にすることを目的として、株式会社ウイルテックがISO14001認証を取得
- 平成19年6月 株式会社ジェイシーアイが株式会社ウイルハーツに商号を変更
- 平成19年8月 事業整理を目的として、威璐特上海商務諮詢有限公司を株式会社ボスコインターナショナルに売却
- 平成20年5月 事業整理を目的として、株式会社ウイルテックが株式会社ウイルを会社分割により大阪市北区に設立
- 平成21年4月 経営管理効率の向上を目的として、株式会社ウイルテックが株式会社エフオーエスを吸収合併
- 平成21年4月 第一次産業への進出を目的として、株式会社ウイルテックが株式会社宮崎ウイルファームを設立（現連結子会社）。畜産業を開始
- 平成21年7月 株式会社ワット・コンサルティングが東京都中央区に本社を移転
- 平成21年11月 事業整理を目的として、株式会社ウイルの一般派遣事業を株式会社ワット・コンサルティングへ事業譲渡
- 平成21年11月 事業整理を目的として、株式会社ウイルを解散
- 平成23年4月 株式会社ウイルテックが大阪市淀川区に本社を移転
- 平成24年4月 株式会社ウイルハーツが大阪市淀川区に本社を移転
- 平成24年4月 株式会社ウイルテックにて修理サービス事業を開始
- 平成25年4月 技術者の育成を目的として、株式会社ワット・コンサルティングが東京都中央区に東京研修センターを開設
- 平成25年10月 経営管理効率の向上を目的として、株式会社ウイルテックが株式会社ウイルテック九州を吸収合併
- 平成26年5月 電子・機械部品製造事業協同組合が大阪府門真市に主たる事業所を移転
- 平成26年10月 受託製造事業への進出を目的として、株式会社ウイルテックがパナソニックデバイス販売テクノ株式会社（現デバイス販売テクノ株式会社）の全株式を取得し、子会社化（現連結子会社）。受託製造事業及び電子部品卸売事業を開始
- 平成26年10月 パナソニックデバイス販売テクノ株式会社がデバイス販売テクノ株式会社に商号を変更
- 平成27年12月 株式会社ウイルテックがハノイオフィスをベトナム・ハノイ市に開設
- 平成28年6月 株式会社ウイルテックがミャンマー国立タウンジー技術大学にて日本語教育講座を開講し、海外事業を開始
- 平成30年2月 ベトナムにおける海外事業の強化を目的として、株式会社ウイルテックがWILLTEC VIETNAM Co., Ltd.を設立（現連結子会社）
- 平成30年4月 経営効率の向上を目的として、株式会社ウイルテックが株式会社ワット・コンサルティングの機電系技術者派遣事業を事業譲受
- 平成30年4月 株式会社ウイルテックが製造事業における品質の向上を目的として、ISO9001認証を取得

- 平成30年6月 ミャンマーにおける海外事業の強化を目的として、株式会社ウイルテックがWILLTEC MYANMAR Co., Ltd. を設立（現連結子会社）
- 平成30年6月 技術者の育成を目的として、株式会社ウイルテックが大阪府豊中市に大阪研修センターを開設
- 平成31年3月 技術者の育成を目的として、株式会社ワット・コンサルティングが福岡市博多区に福岡研修センターを開設
- 令和元年7月 人材の育成を目的として、株式会社ウイルテックが大阪市北区に大阪キャリア開発センターを開設

3【事業の内容】

当社グループは、当社（株式会社ウイルテック）、連結子会社6社及び持分法適用関連会社1社により構成されており、「マニファクチャリングサポート事業」、「コンストラクションサポート事業」及び「EMS事業」を営んでおります。マニファクチャリングサポート事業では、製造請負・製造派遣事業、機電系技術者派遣事業及び修理サービス事業を主たる事業としております。コンストラクションサポート事業では、建設系技術者派遣事業を行っております。EMS事業では、受託製造事業及び電子部品卸売事業を行っております。その他としては、障がい者支援事業、畜産業及び海外事業を行っております。

(1) マニファクチャリングサポート事業

マニファクチャリングサポート事業は以下の3つの事業により構成されており、すべて当社（株式会社ウイルテック）の営む事業であります。

① 製造請負・製造派遣事業

製造請負とは、メーカーを顧客として、一般的に顧客の工場等の一部を借受け、事業所を設置し、顧客と契約した物を製造する事業であります。製造業務を請け負う会社を請負会社、物の製造を依頼する会社を発注者、請負事業に従事する者を請負労働者と呼びます。請負労働者は、請負会社と雇用契約を結び、指揮命令も請負会社から受けます。発注者より指揮命令を受けない点が、製造派遣との大きな違いとなっております。製造請負は労働者派遣事業には該当しないため、労働者派遣法（注）の適用対象外となります。請け負う業務の範囲は、物の溶接、鋳造、加工、組立て、洗浄、塗装、運搬等と幅広く、製造物も電子部品、民生用電気製品、産業用機械製品など多岐に渡ります。

製造派遣とは、人材派遣会社に登録している者を、取引先の事業所へ派遣し、派遣先の担当者の指揮命令のもとで労働サービスを提供する労働者派遣事業の一形態であります。メーカーを顧客として、顧客工場等へ人材を派遣し、物の製造等の業務に従事させ、労働サービスを提供する事業を行っております。平成16年3月の労働者派遣法改正で解禁された派遣の形態であり、労働者派遣法の適用を受けます。物の製造の業務は、製造請負と同じく、物の溶接、鋳造、加工、組立て、洗浄、塗装、運搬等と幅広く、派遣先も電子部品、電気製品の製造ラインなど業種を問わず多種多様であります。事業の特徴として、派遣労働者は派遣元と雇用契約を結びますが、派遣労働者に指揮命令をするのは派遣先である点が挙げられます。当社グループは、労働者派遣法の適用を受け、派遣労働者を保護するために様々な取り組みをする義務があります。

（注）労働者派遣法の正式名称は、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」であり、派遣労働者の保護を目的とした法律であります。

② 機電系技術者派遣事業

人材派遣会社に登録している者を、取引先の事業所へ派遣し、派遣先の担当者の指揮命令のもとで労働サービスを提供する労働者派遣事業の一形態であります。主にエレクトロニクス・機械等の設計関連に秀でた技術を持つ人材を派遣し、労働サービスを提供する事業を行っております。産業機械・装置メーカー、民生機器メーカー等を顧客として、機械、電気・電子、組込・制御等の開発、設計技術を提供します。技術者のことを、技能社員やエンジニアと呼ぶこともあります。当社グループは、労働者派遣法の適用を受け、派遣労働者を保護するために様々な取り組みをする義務があります。

③ 修理サービス事業

破損し、不具合の発生した製造物を補修・修理するサービス業態であります。法人、個人を顧客として、主に太陽光発電の電源設備やコーヒーメーカー等の電気機器の訪問修理事業を行っております。

(2) コンストラクションサポート事業

コンストラクションサポート事業は、連結子会社である株式会社ワット・コンサルティングの営む事業であります。

建設系技術者派遣事業

人材派遣会社に登録している者を、取引先の事業所へ派遣し、派遣先の担当者の指揮命令のもとで労働サービスを提供する労働者派遣事業の一形態であります。主に建築・土木等の設計関連に秀でた技術を持つ人材を派遣し、労働サービスを提供する事業を行っております。建設業者を顧客として、建築・土木・電気設備等の設計技術を提供します。技術者のことを、技能社員やエンジニアと呼ぶこともあります。当社グループは、労働者派遣法の適用を受け、派遣労働者を保護するために様々な取り組みをする義務があります。

(3) EMS事業

EMS事業は以下の2つの事業により構成されており、すべて連結子会社であるデバイス販売テクノ株式会社の営む事業であります。

① 受託製造事業

電子機器等の受託生産を行う事業を言います。一般に受託製造事業は少品種大ロットの大量生産型と、多品種小ロットの試作対応型とに分けられますが、当社グループは後者の多品種小ロット型の受託製造事業を営んでおります。主として、電気機械等に用いられるプリント基板の実装工程等を受託し、生産活動を行っております。

② 電子部品卸売事業

生活家電などの民生品を製造する電機メーカー、製品を製造する機械・装置といった産業機械を製造する電機メーカーなどに対して、電子部品メーカーより購入した電子部品を販売する事業であります。流通業の一つであり、これを営む会社は電子部品商社とも呼ばれます。

(4) その他

① 障がい者支援事業

障がい者支援事業は、連結子会社である株式会社ウイルハーツの事業であります。「障害者の雇用の促進等に関する法律」上の特例子会社として認定を受けており、雇用促進を図るための事業を展開しております。現在は印刷事業、Web制作事業及びシェアードサービス事業を行っております。障がい者には様々な人がおり、それぞれに得意不得意が異なりますので、一律に作業の効率化や生産性の向上を求めるのではなく、その特性に合った仕事を創り出すことを方針としております。

② 畜産業

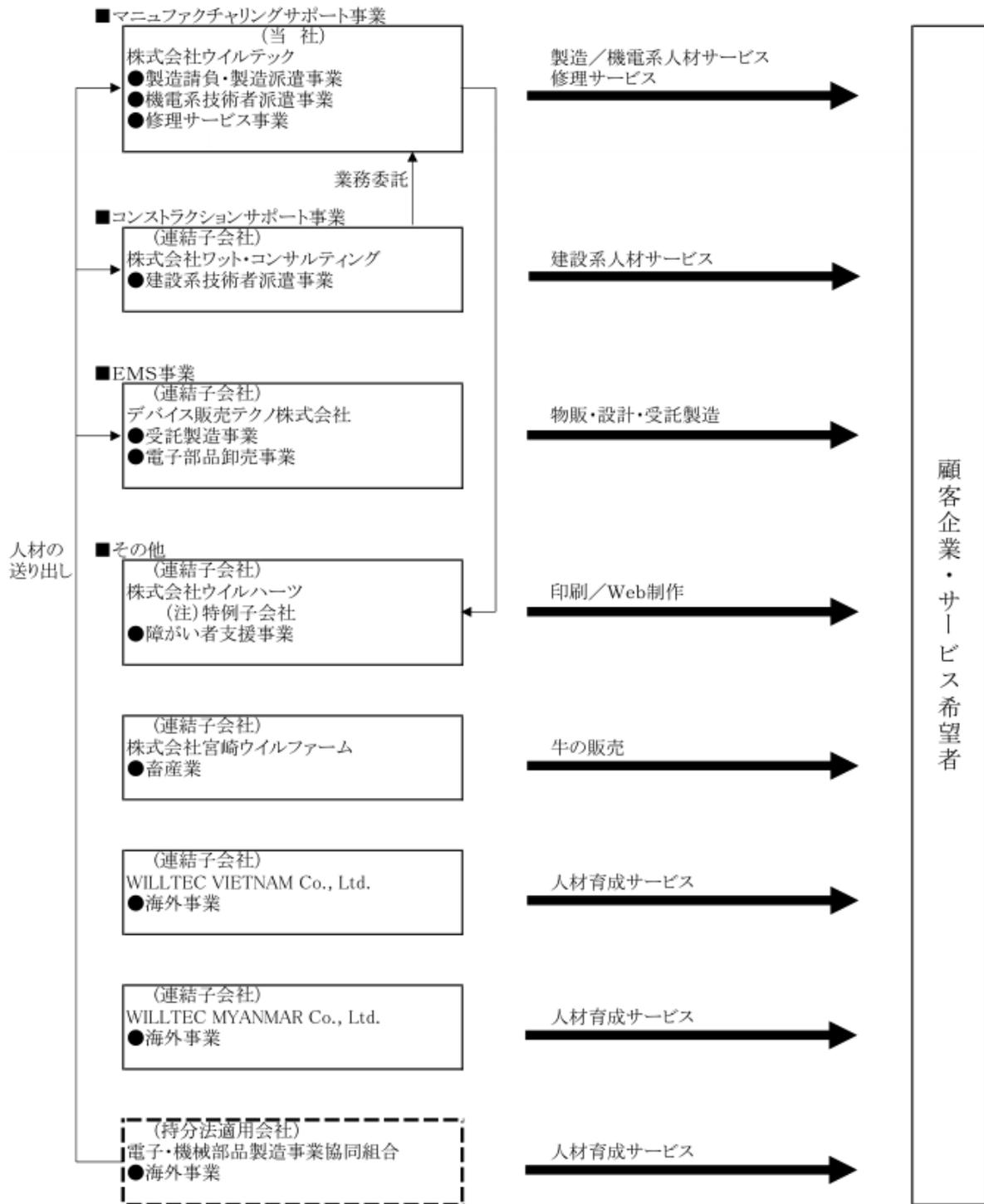
畜産業は連結子会社である株式会社宮崎ウイルファームの事業であります。宮崎県において、国産黒毛和牛の繁殖、子牛の販売を行っております。

③ 海外事業

連結子会社WILLTEC VIETNAM Co., Ltd.、WILLTEC MYANMAR Co., Ltd.はそれぞれベトナム、ミャンマーにおいて人材コンサルティング事業と教育コンサルティング事業を営んでおります。ベトナムのハノイ工科大学、ミャンマーのタウンジー技術大学と提携し、海外の優秀な技術者を獲得できるつながりを有していることが事業の特徴であると考えております。

電子・機械部品製造事業協同組合は、外国人技能実習生の受入・教育事業を行っております。一次受入機関としての役割を担っており、当社グループが様々な国から研修生を受け入れるには必要不可欠であります。事業内容は、外国人技能実習生に日本語教育や生活習慣の講習を受講させ、当社グループに送り出すことであり、一次受入機関と受入企業が同じ企業グループであるということが、外国人技能実習生の安心感につながり、人材の獲得に寄与しております。

[事業系統図]



(注) 「障害者の雇用の促進等に関する法律」(厚生労働者)に基づく特例子会社であります。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の 内容	議決権の所 有割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社ワット・コンサル ティング (注) 3. 6	東京都中央区	50,000	コンストラクシ ョンサポート事 業	100.0	当社へ管理部門業務を一部 委託 役員の兼任3名
デバイス販売テクノ株式 会社 (注) 3. 6	東京都大田区	98,000	E M S 事業	100.0	当社から資金の借入 役員の兼任2名
株式会社ウイルハーツ (注) 3	大阪市淀川区	10,000	その他 (障がい者支援 事業)	100.0	当社へ管理部門業務を一部 委託 当社から印刷物の作成等を 一部受託 当社から資金の借入 役員の兼任2名
株式会社宮崎ウイルファ ーム (注) 3	宮崎県宮崎市	10,000	その他 (畜産業)	100.0	当社へ管理部門業務を一部 委託 当社から資金の借入 役員の兼任2名
WILLTEC VIETNAM Co., Ltd. (注) 3	ベトナム国ハノ イ市	千ドン 5,992,081	その他 (海外事業)	100.0	海外人材の育成及び当社へ の紹介
WILLTEC MYANMAR Co., Ltd. (注) 3. 4	ミャンマー国ヤ ンゴン市	千米ドル 270	その他 (海外事業)	100.0 (1.0)	海外人材の育成及び当社へ の紹介
(持分法適用関連会社) 電子・機械部品製造事業 協同組合 (注) 4. 5	大阪府門真市	1,700	その他 (海外事業)	33.3 (25.0)	当社へ外国人技能実習生の 送り出し 役員の兼任2名

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。
2. 有価証券届出書または有価証券報告書を提出している会社はありません。
3. 特定子会社に該当しております。
4. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。
5. 電子・機械部品製造事業協同組合への出資比率については、出資口数の比率ではなく、中小企業等協同組合法の定めに基づいた議決権比率を記載しております。
6. デバイス販売テクノ株式会社及び株式会社ワット・コンサルティングにつきましては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が100分の10を超えております。

	主要な損益情報等 (千円)				
	売上高	経常利益	当期純利益	純資産額	総資産額
デバイス販売テクノ株式会社	3,772,004	117,063	81,765	1,355,545	2,209,659
株式会社ワット・コンサルティング	3,025,370	167,525	108,598	953,029	1,281,219

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

令和元年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数 (人)
マニュファクチャリングサポート事業	3,073 (893)
コンストラクションサポート事業	526 (171)
EMS事業	85 (27)
報告セグメント計	3,684 (1,091)
その他	30 (17)
全社 (共通)	39 (2)
合計	3,753 (1,110)

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（有期雇用の契約社員、パート社員、嘱託社員及び外国人実習生を含む。）は、最近一年間の平均での人員を（ ）外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

令和元年12月31日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (円)
3,112 (895)	38.1	4.0	3,534,192

セグメントの名称	従業員数 (人)
マニュファクチャリングサポート事業	3,073 (893)
全社 (共通)	39 (2)
合計	3,112 (895)

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（有期雇用の契約社員、パート社員、嘱託社員及び外国人実習生を含む。）は、最近一年間の平均での人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいては、当社のみ労働組合が結成されており、当社以外の会社では労働組合は結成されておられません。いずれの会社においても、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営理念、グループビジョン及び経営方針

① 経営理念

当社グループは以下の文章をグループ経営理念として掲げております。

「私たちは「人との出会い」を大切に、
共に過ごす時間の中で、共に学び、共に成長しながら
豊かな社会の創造に邁進し、
「笑顔が溢れる社会づくり」に貢献する。」

② グループビジョン

当社グループは「R i s e f o r i t」というグループビジョンのもと、これまで主として製造請負・製造派遣事業・技術者派遣事業といったものづくりに関わる労働サービスの提供をし、また電子部品卸売業・受託製造事業・修理サービス事業といった電子機器に関連する事業へも進出してきました。

このグループビジョンには、人々の毎日がより豊かなものとなるように、“ものづくり”を支援する会社として地球環境・お客様・従業員など、さまざまな「i t」を向上させられる存在でありたいという思いが込められております。

③ 経営方針

当社グループは以下の文章をグループ経営方針として掲げております。

「千変万化
私たちは変化し続ける社会環境に対して
常に新たな挑戦を行い、お客様に感動を与える事を
使命として活動し続ける」

(2) 経営戦略

当社グループは、中期経営計画において令和2年3月期までの期間を「成長のための事業基盤構築期」と位置付けております。事業基盤構築のための具体的なグループ戦略は以下の通りであります。

① 事業セグメントの明確化

進出する事業領域を事業セグメントとして定め、セグメントに経営組織を一致させることで、機動的な事業運営を目指します。

② 競争優位性の確保

常に変化をしていく事業環境のなか、当社グループが属する製品生産やサービス提供の一連のバリューチェーンにおいて、各事業の強みは何なのかを常に考え、競争優位性を持続することを目指します。

③ 新規事業の開発

海外事業など今まで進出していなかった事業領域へ積極的に進出することを目指します。

④ 製造請負のパッケージ化の推進

製造請負に必要な法務、管理技術に加え、種々のオペレーションノウハウをとりまとめ、製造請負のパッケージ化の推進を目指します。

(3) 目標とする経営指標

当社グループが重視する経営指標は、売上高、経常利益であります。売上高の伸長、経常利益率の改善を経営上の重要課題として捉えております。

(4) 経営環境

国内の製造業及び国内の建設業は、ともに好調に推移しているため、当社の事業環境はポジティブな環境にあると考えております。また、改正された労働契約法、労働者派遣法の影響により顧客の人材ニーズが見直され、派遣事業・請負事業の需要が拡大されると予想しております。しかし、少子高齢化による労働力不足のため人材確保が困難になり、採用コストも増加傾向にあります。

(5) 対処すべき課題

① 人材の確保

現在日本では少子高齢化による労働人口の減少のため、有効求人倍率が全国的に上昇傾向にあります。あらゆる産業において労働力不足が進行しており、人材確保が困難となりつつあります。また、採用のコストも増加しつつあります。

このような環境のもと、当社グループは十分な人材を効率的に確保するために、採用システムの改善を進めております。派遣事業・請負事業のマッチングの強化を進めており、具体的には、応募者へ応募案件以外にも複数の選択肢を提示し、応募者に最もマッチする案件にて採用をする仕組みを構築しております。具体的には、24時間対応の採用システムを導入し、365日対応のコールセンター受付やWeb面接を導入しております。採用後のフォロー体制としてキャリアコンサルタントを配置し、定着率の向上に努めております。また、自社採用サイト「ザ・工場の仕事」を作成し、多様な採用チャネルを構築しております。

② 労働者派遣法の改正対応

平成27年に労働者派遣法が改正されました。派遣労働者の保護と派遣業界の健全な発展を目的としており、労働者派遣事業の許可制への一本化、労働者派遣の期間制限の見直し、キャリアアップ措置等が定められております。派遣元である当社グループは、派遣労働者のキャリア形成を支援する義務を負いますが、これを人材教育と人材定着の機会と捉え、教育・研修・カウンセリング・フォローを充実させてまいります。

③ 顧客業種の分散

平成31年3月期における連結売上高の70.0%はマニファクチャリングサポート事業の売上高であります。また、その顧客は32.4%が電子部品・デバイス等メーカー、19.1%が情報通信機械器具メーカー、13.9%が電気機械器具メーカーであり、弱電系の製造へと偏りがあります。現在これらの業界は好調であるため、当社グループの業績にもポジティブに寄与しておりますが、特定業界の好不況の波に影響を受けることとなります。経営の安定性を高めるため、他の製造業の顧客の開拓と、コンストラクションサポート事業及びEMS事業の積極的展開を進めてまいります。

2【事業等のリスク】

当社グループの経営成績及び財政状態に関する事項につき、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事項は、以下の通りであります。また、必ずしもリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から開示しております。なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) グループの経営全般についてのリスク

① 許認可及び法的規制について

当社グループのマニュファクチャリングサポート事業及びコンストラクションサポート事業は、主として製造請負・製造派遣事業、技術者派遣事業にて構成されております。製造請負事業については、管轄省庁の許認可を必要としておらず、製造派遣との区分が明記された「厚生労働省告示第518号（旧労働省告知第37号）」に則り、事業を運営しております。製造派遣事業及び技術者派遣事業は、労働者派遣法に準拠して厚生労働大臣からの「労働者派遣事業許可」を受けて事業を運営しております。当該許可は5年ごとの更新を行っております。

当社グループはコンプライアンスの徹底を図っており、関係法令の教育、周知に努めているため、本書提出日現在で当社グループが認識している限り、これら許認可等の継続に支障を来す要因は発生しておりませんが、万が一法令違反等が発生し、許可欠格事由に該当した場合、付された許可条件に違反した場合、労働者派遣法若しくは職業安定法の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反した場合（労働者派遣法第14条）には、監督官庁による許認可の取消し等の処罰により、当社グループの事業及び業績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループの許可・届出状況

会社名	許認可等の名称	所管官庁等	許認可等の番号	取得年月	有効期限
株式会社ウイ ルテック	労働者派遣事業許可	厚生労働省	派 27-180027	2003年 8月	2021年 7月31日
株式会社ワッ ト・コンサル ティング	労働者派遣事業許可	厚生労働省	派 13-304593	2009年11月	2022年10月31日

② 個人情報の取り扱いについて

当社グループは、多数の従業員や求職者の個人情報を保有しております。これらの個人情報を適切に管理するため、個人情報の保護に関する法律を遵守するとともに、個人情報管理基本規程等に則り、社内体制を整備しておりますが、万が一個人情報の漏洩が発生した場合には、損害賠償等の法的責任を追及される可能性があります。当社グループの事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

③ 取引先情報の取り扱いについて

当社グループは、取引先企業の顧客情報を保有しております。また当社グループの従業員は、取引先企業の生産計画や製品の製造に関する機密情報に接する場合があります。これらの取引先情報が第三者に漏洩しないように、情報セキュリティ管理規程等に則り、従業員に適切な教育を施し、社内管理体制を整備しております。

しかし、万が一これらの情報が第三者に漏洩した場合には、取引先企業からの損害賠償等の法的責任を追及され、また社会的な信用が著しく低下する恐れがあり、当社グループの事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

④ 為替変動について

当社グループはベトナムとミャンマーに海外連結子会社を有しております。為替相場の変動は、連結決算における海外連結子会社財務諸表の円貨換算額に影響を与えるため、為替相場に著しい変動が生じた場合には、当社グループの事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 労働者派遣法等の改正について

平成27年9月30日施行の改正労働者派遣法については、キャリア形成支援や教育訓練が義務付けられるとともに、雇用安定措置が明記されました。雇用の安定と、派遣事業の健全な発展へ向けての法改正と認識しており、無期雇用の派遣社員は期間制限なしでの雇用が可能となったことから、当社グループにとって事業機会が拡大するものと考えております。しかしながら、競争激化等により、当社グループの想定通りに需要が拡大せず、事業が進まない可能性があります。

⑥ 情報セキュリティについて

当社グループの顧客情報や個人情報は主にファイルサーバーに保管されておりますが、アクセス権限の適切な設定により閲覧者を制限することで、セキュリティを確保しております。各種個人情報、顧客情報については、一定のセキュリティ基準を満たした上で、アクセス可能な担当者に制限を設けることで対応しておりますが、万が一これらの情報が漏洩し、流出した場合は当社グループの事業及び業績に多大な悪影響を及ぼす可能性があります。

⑦ カントリーリスクについて

当社グループはベトナム、ミャンマーに在外連結子会社を有していることから海外各国の独自のビジネス環境を前提として事業を展開しております。海外でのビジネスには、各国の政治、経済の諸条件の変更、各種法制度の見直し等、ビジネスに大きな変動が生じる恐れがあります。当社グループは、こうした事業遂行上の環境変化に対して各国の行政窓口、取引先、各種専門家等から常に最新の情報を収集するよう努めておりますが、予期できない政治、経済の変化や自然災害、紛争の勃発などが生じた場合には、当社グループの事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 同一労働同一賃金の導入について

当社グループは労働者派遣事業を営んでおりますが、「働き方改革実行計画」に基づくパートタイム・有期雇用労働法、労働契約法及び労働者派遣法の改正に伴い、同一労働同一賃金が導入、適用されることとなります。同一労働同一賃金は、同一企業・団体におけるいわゆる正規雇用労働者（無期雇用フルタイム労働者）と非正規雇用労働者（有期雇用労働者、パートタイム労働者、派遣労働者）の間の不合理な待遇差の解消を目指すものであるため、当社グループにおいては、支払給与の増額や退職金の積み立て等が見込まれ、費用の増額が見込まれております。増額する費用は人件費であるため、当社グループとしては増額する費用に見合った収益の増額を顧客先企業に対して求めてまいります。その増額が計画通りに進行しない場合には、当社グループの事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 人材についてのリスク

① 人材投資について

当社グループは、長期的な成長を目指して経営をしており、そのための新規事業開拓に注力しております。新規事業を推進するための人材投資を先行して強化しており、短期的な財務成果より投資を優先することがあります。採用人材の多様性、育成機会を担保する等、人材投資の効果向上を図っておりますが、人材の確保や能力開発が計画通りに進まない等の場合、当社グループの事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

② 無期雇用社員について

当社グループは、法令を遵守し派遣社員の無期雇用社員化を促進しております。顧客との派遣契約や請負契約が終了した場合、無期雇用社員には職場異動等により働く場所を確保します。しかしながら、就業場所の確保ができない場合には、無期雇用社員の雇用維持費用が発生し、当社グループの事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

③ 社員の定着について

当社グループは、製造請負・製造派遣事業、技術者派遣事業など主として人材サービスを展開しており、事業の発展のためには、当社グループへの人材の採用と定着が重要な位置を占めております。当社グループでは、Web面接を導入する等採用力向上の取組みを行い、また自社の研修センターを設け、研修を強化することで定着率の向上を図っております。しかし、労働市場の状況によっては、当社グループが必要とする人材を当社グループが計画通りに採用または定着が進まず、十分な人材を確保できない可能性があります。このような場合には、当社グループの事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 事業についてのリスク

① 取引先業種の景況による影響について

当社グループの取引先企業は、電子部品、電気機器、情報通信機器関連のメーカーが中心であり、連結売上高の約62%を占めております。当社グループは当該分野で製造請負・製造派遣のノウハウを培ってまいりましたが、現状では特定業種に売上が偏った状態となっております。取引先企業の増産減産といった生産変動に対応することで取引先企業のコスト構造をより変動費化する役割を担っているため、電子部品、電気機器、情報通信機器関連分野の景気の影響を受けやすく、これらの顧客業種の市況が悪化した場合には当社グループの売上が急激に変動する等、当社グループの事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

② 製造拠点の海外移転について

取引先企業であるメーカーが製造拠点を海外に移転し、国内における製造拠点が減少、あるいは生産量が減少した場合には、当社グループの事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

③ 業界の競争激化について

当社グループが属する製造請負・製造派遣事業、技術者派遣事業は、多数の競合が存在し、またM&Aも積極的に行われる業界であります。そのため、営業面においても経営面においても事業規模の拡大を目指し、競争が激化することが予想されます。当社グループも、既存顧客のシェア拡大、新規顧客の開拓、事業計画に応じたM&Aを展開してまいります。しかしながら、競争の影響を受け、事業が想定通りに進まず、当社グループの事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

④ 製造請負の請負事業者責任について

当社グループが営む製造請負事業は、取引先企業の工場構内の設備等を賃借し、事業所を設け、製品を製造する事業であります。そのため、賃借した設備の管理や製品の生産管理、在庫管理に責任を負うこととなります。当社グループは製造請負事業改善推進協議会から「製造請負優良適正事業者」の認定を受ける等製造請負事業の適正運営に努めておりますが、製造請負事業における取引先企業の設備の破損、不良品の発生等が生じた場合には、当社グループの事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 製造物責任（PL）について

当社グループの製品には、製造物責任法（PL法）に基づくリスクが内在しております。製品の欠陥に起因して製品回収や損害賠償につながるリスクが現実化し、これを保険により補填できない事態が生じた場合には、当社グループの事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 労働災害等について

当社グループが営む製造請負、製造派遣、EMSでは、取引先企業の工場構内あるいは自社工場において当社グループの従業員が従事しております。製造派遣は法律上、人材を取引先企業に派遣し、派遣された労働者は派遣先の指揮命令等に従うこととなり、労務管理が派遣先に委ねられます。一方、製造請負は法律上、請負事業者の指揮命令等に従いますので、労働者の労務管理は請負事業者である当社グループがその責任を負うこととなります。このように製造派遣と製造請負では労務管理の責任主体が異なり、当社グループは製造請負と自社工場にて営むEMSにおいて責任を負うこととなります。

労働災害に関しては、基本的に労働保険の適用範囲内で解決されるものと考えておりますが、当社グループの瑕疵が原因で発生した労働災害において、当社グループが労働保険の適用を超えて補償を要求される等、訴訟問題に発展した場合には、当社グループの事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 自然災害について

当社グループの従業員が就業している場所は主として工場であり日本各地に点在しておりますが、その地域において大規模な自然災害が発生した場合、工場の被災、就業維持困難、物流の停止等による工場稼働停止が発生する可能性があります。このような場合には、当社グループの事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 疾病について

当社の連結子会社である㈱宮崎ウイルフームは、子牛の繁殖と販売を行う畜産業を営んでおります。口蹄疫など家畜の疾病が発生した場合には、当社グループの事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。なお、当社は第27期第2四半期連結累計期間については四半期連結財務諸表を作成していないため、前年同四半期連結累計期間との比較分析は行っていません。

① 財政状態の状況

第27期連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

当連結会計年度末における資産合計は、前連結会計年度末に比べ612,259千円増加し9,711,788千円（前期末比6.7%増）となりました。これは主に、売上高の伸びに伴う売掛金の増加122,102千円及びその他に含まれる未収入金の増加151,096千円によるものであります。

当連結会計年度末における負債合計は、前連結会計年度末に比べ31,803千円増加し5,031,986千円（前期末比0.6%増）となりました。これは主に、未払費用の増加185,521千円、借入金の減少146,760千円によるものであります。

当連結会計年度末における純資産合計は、前連結会計年度末に比べ580,456千円増加し4,679,801千円（前期末比14.2%増）となりました。これは主に、利益剰余金の増加581,975千円によるものであります。この結果、自己資本比率は48.2%（前連結会計年度末は45.1%）となりました。

第28期第2四半期連結累計期間（自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日）

当第2四半期連結会計期間末における資産合計は、前連結会計年度末に比べ77,518千円減少し9,634,270千円（前期末比0.8%減）となりました。これは主に、前期末が休日だったことに伴う社会保険料等の支払いによる現金及び預金の減少269,994千円、売上高の増加による売上債権の増加254,261千円によるものであります。

当第2四半期連結会計期間末における負債合計は、前連結会計年度末に比べ416,399千円減少し4,615,587千円（前期末比8.3%減）となりました。これは主に、前期末が休日だったことに伴う社会保険料等の支払いによる未払費用及びその他に含まれる預り金の減少230,763千円並びにその他に含まれる未払消費税等の減少155,624千円によるものであります。

当第2四半期連結会計期間末における純資産合計は、前連結会計年度末に比べ338,881千円増加し5,018,683千円（前期末比7.2%増）となりました。これは主に、親会社株主に帰属する四半期純利益413,578千円及び配当金の支払い112,750千円に伴う利益剰余金の増加300,828千円、自己株式の処分に伴う自己株式の減少16,618千円及び資本剰余金の増加22,981千円によるものであります。この結果、自己資本比率は52.1%（前連結会計年度末は48.2%）となりました。

② 経営成績の状況

第27期連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

当連結会計年度（平成30年4月1日～平成31年3月31日）におけるわが国経済は、輸出、鉱工業の生産、出荷の減少を背景に景気は足踏み感があつたものの、自動車産業や半導体等製造装置などを中心に、内需は堅調に推移いたしました。個人消費は、労働需給が引き続き逼迫していることもあり、雇用・所得環境の改善傾向が持続し、緩やかに持ち直し傾向となりました。また、世界経済は、米中の貿易摩擦、中国経済の減速など、海外経済の不確実性を背景に、景気の下方リスクが強く意識される展開で推移いたしました。

そのような状況の下、当社グループにおいては、主要取引先である電子部品関連分野において、世界的な半導体製造装置市場の堅調な伸びと同時に、持続的にIoTやAIなどの需要が拡大いたしました。また建設関連分野においても、東京オリンピック・パラリンピックなどを控えて、人材不足が深刻化する中で、全国的に工事量が堅調に推移した結果、売上高は増加いたしました。利益面については、主に採用・定着コストの増加により、営業利益は減少いたしました。当連結会計年度の業績は、売上高は22,899,832千円（前期比14.5%増）、営業利益は851,875千円（同11.5%減）、経常利益は939,870千円（同5.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は649,625千円（同13.0%減）となりました。

セグメントの業績（内部売上を含む）は、次のとおりであります。

〔マニファクチャリングサポート事業〕

当セグメントにおいては、当社が、製造請負・製造派遣事業、機電系技術者派遣事業及び修理サービス事業を営んでおります。

製造請負・製造派遣事業の主要取引先であるスマートフォン、車載機器向け関連の半導体分野において、特にスマートフォン関連の半導体・電子部品が好調に推移いたしました。また、機電系技術者派遣事業においても、市場の活況が継続したことなどにより、新規顧客開拓が順調な伸びを示しました。修理サービス事業においては、対象となるサービス領域及び地域の拡大を進め、新規顧客企業の開拓を進めました。人材採用面でも正社員登用実績の伸び等があり、売上高は16,022,071千円（前期比17.5%増）となりましたが、セグメント利益は、主に採用・定着コスト等の増加により583,723千円（同28.9%減）となりました。連結売上高に占める当セグメントの売上高の比率は70.0%となり、前期に比べ1.8ポイント上昇いたしました。

〔コンストラクションサポート事業〕

当セグメントにおいては、株式会社ワット・コンサルティングが、建設系技術者派遣事業を営んでおります。

既存ゼネコン大手取引先への堅調な売上推移と併せて、若年層、女性の育成にも取り組み、配属率が上昇した結果、売上高は3,025,370千円（前期比13.6%増）となりました。セグメント利益は、売上高の増加及び採用コストの抑制などによる販管費率の改善等により131,660千円（同176.7%増）となりました。連結売上高に占める当セグメントの売上高の比率は13.2%となり、前期に比べ0.1ポイント低下いたしました。

〔EMS事業〕

当セグメントにおいては、デバイス販売テクノ株式会社が、受託製造事業及び電子部品卸売事業を営んでおります。

受託製造事業においては、新規受託案件の開拓に努めると同時に、自社での商品開発にも取り組みました。電子部品卸売事業においては、産業デバイス関連のセンサーを中心に医療関連、物流倉庫関連が堅調に推移いたしました。全体としては通期にわたり停滞傾向でありました。その結果、売上高は3,772,004千円（前期比4.1%増）となりました。また、当セグメントにおいて電子部品卸売事業から受託製造事業へ営業努力をシフトした結果、セグメント利益は114,911千円（同12.5%増）となりました。連結売上高に占める当セグメントの売上高の比率は16.4%となり、前期に比べ1.7ポイント低下いたしました。

〔その他〕

報告セグメントに含まれない事業として、障がい者支援事業、畜産業及び海外事業を営んでおります。売上高は283,239千円（前期比43.6%増）、セグメント利益は21,579千円（前期は8,022千円のセグメント損失）となりました。連結売上高に占めるその他の売上高（内部売上を除く）の比率は0.4%となり、前期に比べ横ばいとなりました。

第28期第2四半期連結累計期間（自平成31年4月1日 至 令和元年9月30日）

当第2四半期連結累計期間（平成31年4月1日～令和元年9月30日）におけるわが国経済は、米中貿易摩擦など世界経済の影響により、輸出の低迷傾向等を受けて製造業に下振れ感はあるものの、非製造業や通信、情報サービス、建設が回復傾向に推移したこともあり、内需は堅調に推移いたしました。また個人消費は、雇用・所得環境の改善傾向が持続し、継続して堅調に推移いたしました。

こうした経済情勢にあって、当社グループを取り巻く事業環境は、主要取引先である電子部品関連分野においては、世界的な半導体製造装置市場の需要見通しに下降傾向がみられる中で、新興国でのスマートフォン販売の底入れ感から、電子部品、デバイスの需要に回復の兆しが見えつつありますが、半導体業界においては、下振れ傾向が継続する状況となりました。また、建設関連分野においては、公共投資の持続的な伸び、工場など設備投資が持ち直す中で、全国的に工事量が堅調に推移いたしました。

このような状況の下、当社グループは積極的な営業活動を推進すると同時に、コスト管理の徹底と業務の効率化を一層推し進め、業績の確保に努めました。

この結果、当第2四半期連結累計期間における売上高は12,250,588千円、営業利益は606,948千円、経常利益は627,538千円、親会社株主に帰属する四半期純利益は413,578千円となりました。

セグメントの業績（内部売上を含む）は、次のとおりであります。

〔マニファクチャリングサポート事業〕

当セグメントにおいては、当社が、製造請負・製造派遣事業、機電系技術者派遣事業及び修理サービス事業を営んでおります。

製造請負・製造派遣事業の主要取引先であるスマートフォン、車載機器向け関連の半導体分野において、特にスマートフォン関連の半導体・電子部品における既存取引先からの受注が第1四半期の好調から大きく下振れに推移いたしました。また、機電系技術者派遣事業においては、市場の活況が継続したことなどにより、既存及び新規顧客の開拓が順調な伸びを示しました。修理サービス事業においては、対象となるサービス領域及び地域の拡大を進め、新規顧客企業の開拓を進めました。人材採用面でも正社員登用実績の伸び等があり、売上高は8,749,351千円となり、セグメント利益は540,432千円となりました。連結売上高に占める当セグメントの売上高の比率は71.4%となりました。

〔コンストラクションサポート事業〕

当セグメントにおいては、株式会社ワット・コンサルティングが、建設系技術者派遣事業を営んでおります。

既存ゼネコン大手取引先への堅調な売上推移と併せて、若年層、女性の育成にも取り組み、配属人数が増加した結果、売上高は1,676,404千円となりましたが、採用コストの増加と待機人員の増加等による原価率と販管費率の上昇により、セグメント利益は30,421千円となりました。連結売上高に占める当セグメントの売上高の比率は13.7%となりました。

〔EMS事業〕

当セグメントにおいては、デバイス販売テクノ株式会社が、受託製造事業及び電子部品卸売事業を営んでおります。

受託製造事業においては、新規受託案件の開拓に努めると同時に、自社での商品開発にも取り組みました。電子部品卸売事業においては、産業デバイス関連のセンサーを中心に営業活動に注力いたしましたが、全体としては停滞傾向が続く状況となりました。その結果、売上高は1,780,883千円となりました。また製造工場における受注減による売上の停滞と、原価率の上昇により収益が悪化した結果、セグメント利益は39,268千円となりました。連結売上高に占める当セグメントの売上高の比率は14.5%となりました。

〔その他〕

報告セグメントに含まれない事業として、障がい者支援事業、畜産業及び海外事業を営んでおります。

売上高は146,741千円、セグメント損失は3,173千円となりました。連結売上高に占めるその他の売上高（内部売上を除く）の比率は0.4%となりました。

セグメント	売上高
マニファクチャリングサポート事業	千円 8,749,351
コンストラクションサポート事業	1,676,404
EMS事業	1,780,883
その他（注）2	146,741
調整額（注）3	△102,792
計	12,250,588

（注）1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、障がい者支援事業、畜産業及び海外事業を含んでおります。

3. 調整額は、セグメント間取引であります。

③ キャッシュ・フローの状況

第27期連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前連結会計年度末に比べ239,777千円増加し、3,204,690千円（前期末比8.1%増）となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とその要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により獲得した資金は、655,211千円（前期は815,059千円の獲得）となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益936,963千円、未払費用の増加額185,543千円、減価償却費67,547千円等の増加要因があった一方で、法人税等の支払額357,863千円、仕入債務の減少額117,765千円等の減少要因があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により使用した資金は、200,181千円（前期は252,203千円の使用）となりました。これは主に、差入保証金の差入による支出65,297千円、定期預金の増加額61,465千円、無形固定資産の取得による支出46,704千円、有形固定資産の取得による支出39,295千円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により使用した資金は、214,410千円（前期は66,600千円の使用）となりました。これは、短期借入金の減少額100,000千円、配当金の支払額67,650千円及び長期借入金の返済による支出46,760千円によるものであります。

第28期第2四半期連結累計期間（自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日）

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前連結会計年度末に比べ299,955千円減少し、2,904,735千円（前期末比9.4%減）となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とその要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により使用した資金は、126,820千円となりました。これは主に、税金等調整前四半期純利益627,538千円の増加要因があった一方で、売上高の増加に伴う売上債権の増加額254,378千円の減少要因があったことによるものであります。また、前期末が休日だったことに伴い社会保険料等の支払いが当期となったことによる未払費用及びその他に含まれる預り金の減少額230,673千円、法人税等の支払額157,353千円、その他に含まれる未払消費税等の減少額63,667千円についても減少要因となっております。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により使用した資金は、76,644千円となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出41,812千円、定期預金の増加額30,000千円及び無形固定資産の取得による支出21,858千円の減少要因があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により使用した資金は、95,199千円となりました。これは主に、自己株式の売却による収入39,599千円の増加要因があった一方で、配当金の支払額112,750千円及び長期借入金の返済による支出19,360千円の減少要因があったことによるものであります。

④ 生産、受注及び販売の実績

イ. 生産実績

第27期連結会計年度及び第28期第2四半期連結累計期間の生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第27期連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)		第28期第2四半期 連結累計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)
	金額 (千円)	前年同期比 (%)	金額 (千円)
EMS事業	1,697,009	102.4	780,038

- (注) 1. 金額は販売価格によっており、セグメント間の取引については相殺消去しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

ロ. 受注実績

第27期連結会計年度及び第28期第2四半期連結累計期間の受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第27期連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)				第28期第2四半期 連結累計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)	
	受注高 (千円)	前年同期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同期比 (%)	受注高 (千円)	受注残高 (千円)
EMS事業	3,861,008	98.7	766,345	91.2	1,873,969	780,120

- (注) 1. 金額は販売価格によっており、セグメント間の取引については相殺消去しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

ハ. 販売実績

第27期連結会計年度及び第28期第2四半期連結累計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第27期連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)		第28期第2四半期 連結累計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)
	金額 (千円)	前年同期比 (%)	金額 (千円)
マニファクチャリングサポート事業	16,022,071	117.5	8,749,351
コンストラクションサポート事業	3,025,370	113.6	1,676,404
EMS事業	3,769,292	104.0	1,780,883
報告セグメント計	22,816,735	114.5	12,206,639
その他	83,097	107.5	43,949
合計	22,899,832	114.5	12,250,588

- (注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 最近2連結会計年度及び第28期第2四半期連結累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第26期連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)		第27期連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)		第28期第2四半期 連結累計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
スカイワークス フィルターソリ ューションズジ ャパン株式会社	—	—	2,665,962	11.6	1,834,146	15.0

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
4. 前連結会計年度のスカイワークスフィルターソリューションズジャパン株式会社への販売実績は総販売実績に対する割合が100分の10未満のため、記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

① 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づいて作成されております。連結財務諸表の作成にあたって、期末日における資産・負債の報告、金額及び偶発資産・債務の開示並びに報告期間における収益・費用の報告金額に影響を与えるような見積り・予測を必要としておりますが、結果として、このような見積りと実績が異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載しております。

② 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

イ. 当連結会計年度の経営成績等

第27期連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

売上高

当連結会計年度における売上高は、22,899,832千円となり、前連結会計年度比で2,898,188千円増加しました。売上高の状況とそれらの変動要因につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 ② 経営成績の状況」に記載のとおりであります。

売上原価

当連結会計年度における売上原価は19,785,714千円となり、前連結会計年度比で2,692,128千円増加しました。採用コスト等の増加により、売上原価の売上高に対する比率は86.4%と前連結会計年度比で0.9ポイント増加しております。

なお、売上総利益は3,114,118千円となり、前連結会計年度比で206,060千円増加となりました。

販売費及び一般管理費

当連結会計年度における販売費及び一般管理費は2,262,243千円となり、前連結会計年度比で316,649千円増加しました。採用広告費及び旅費交通費などの増加となりましたこともあり、販売費及び一般管理費の売上高に対する比率は9.9%と前連結会計年度比で0.2ポイント増加しております。

なお、営業利益は851,875千円となり、前連結会計年度比で110,589千円減少となりました。

営業外損益

当連結会計年度における営業外収益は103,996千円となり、前連結会計年度比で61,818千円増加しました。主な要因は助成金収入及び受取補償金の増加によるものであります。営業外費用は16,000千円となり、前連結会計年度比で5,514千円増加しました。主な要因は敷金保証金解約損及び障害者雇用納付金の増加によるものであります。

なお、経常利益は939,870千円となり、前連結会計年度比で54,285千円減少となりました。

第28期第2四半期連結累計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)

売上高

当第2四半期連結累計期間における売上高は、12,250,588千円となりました。売上高の状況とそれらの変動要因につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 ② 経営成績の状況」に記載のとおりであります。

売上原価

当第2四半期連結累計期間における売上原価は10,401,600千円となりました。売上原価の売上高に対する比率は84.9%となりました。

なお、売上総利益は1,848,987千円となりました。

販売費及び一般管理費

当第2四半期連結累計期間における販売費及び一般管理費は1,242,039千円となりました。販売費及び一般管理費の売上高に対する比率は10.1%となりました。

なお、営業利益は606,948千円となりました。

営業外損益

当第2四半期連結累計期間における営業外収益は34,598千円となりました。営業外費用は14,009千円となりました。

なお、経常利益は627,538千円となりました。

ロ. 経営成績に重要な影響を与える要因

当社の事業には、景気変動等による人材ビジネス市場規模への影響や競合他社の状況、法的規制等、経営成績に重要な影響を与える様々なリスク要因があります。詳細については、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」をご参照ください。

ハ. 資本の財源及び資金の流動性の分析

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は3,204,690千円となり、前連結会計年度末比で239,777千円増加となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 ③ キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

資金需要について

当社の運転資金等は原則として売上債権の回収によって賄われておりますが、状況に応じて直接金融及び間接金融を利用していく方針であります。

ニ. 経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループでは、事業を継続的に発展させるためには、売上高の増加と適正な利益の確保が必要であると考えることから売上高及び経常利益を重要な経営指標と捉え、その向上を図ってまいります。当社にて毎月開催する経営会議及び取締役会にて、当該指標の達成状況を確認しつつ、必要な対策を講じてまいります。

ホ. セグメントごとの経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

当連結会計年度における各セグメントの状況における要因につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 ② 経営成績の状況」に記載の通りであります。

ヘ. 経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループは、継続した企業成長と更なる業容の拡大のため、コーポレート・ガバナンスに対する継続的な取組みを行いつつ、社員の採用数及び定着率の向上、社員のスキルアップへの取組み強化等が必要であると考えております。

これらに対する問題認識や今後の方針については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」及び「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

4 【経営上の重要な契約等】

契約の名称：販売代理店契約

契約期間：平成24年4月から1年間（以降1年ごと自動更新）

相手先：パナソニックインダストリアルマーケティング&セールス株式会社（日本）

契約の概要：パナソニック製制御部品及びF Aコンポーネント並びにパナソニックインダストリアルマーケティング&セールス株式会社が取り扱う関連商品の日本国内における販売に関する事項を定めております。

5 【研究開発活動】

第27期連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

当期における研究開発費は、33,382千円であります。このうち26,191千円が、マニユファクチャリングサポート事業における研究開発費であり、同事業では主に、製造ラインにおける人と製造ロボットとの協働についての研究開発を行っております。

第28期第2四半期連結累計期間（自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日）

当第2四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発費の金額は、6,201千円であります。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第27期連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

当社グループでは、主に社内業務の効率化、営業活動の推進、工場設備の老朽化対策等に対応するため、基幹システム、工場で使用する機械等を中心に85,777千円の投資を行いました。

セグメントごとの主な設備投資は次のとおりであります。

(1) マニュファクチャリングサポート事業	
建物及び構築物	4,254千円
機械及び装置	3,420千円
無形固定資産	30,746千円
その他（車両運搬具、工具、器具及び備品）	5,508千円
(2) コンストラクションサポート事業	
建物及び構築物	4,060千円
その他（工具、器具及び備品）	626千円
(3) EMS事業	
機械及び装置	4,493千円
無形固定資産	15,952千円
その他（工具、器具及び備品）	6,058千円
(4) その他	
構築物	306千円
無形固定資産	5千円
その他（工具、器具及び備品、牛等、牛等仮勘定）	10,345千円

なお、当連結会計年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。

第28期第2四半期連結累計期間（自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日）

当社グループでは、主に社内業務の効率化、営業活動の推進等に対応するため、64,006千円の投資を行いました。

セグメントごとの主な設備投資は次のとおりであります。

(1) マニュファクチャリングサポート事業	
有形固定資産	29,426千円
無形固定資産	21,000千円
(2) コンストラクションサポート事業	
有形固定資産	1,721千円
無形固定資産	858千円
(3) EMS事業	
有形固定資産	2,600千円
無形固定資産	4,440千円
(4) その他	
有形固定資産	3,960千円

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次の通りであります。

(1) 提出会社

平成31年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
			建物及び 構築物 (千円)	機械及び装置 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)	その他 (千円)	無形固定資産 (千円)	合計 (千円)	
本社 (大阪市淀川区)	マニユファク チャリングサ ポート事業	事務所設備	2,144	—	—	540	48,290	50,976	76 (3)
各事業所・各営業所 (全国各所)	マニユファク チャリングサ ポート事業	事業所設備	89,013	4,482	258,715 (10,974.06)	7,572	3,449	363,234	2,789 (1,117)

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は車両運搬具及び工具、器具及び備品であります。
 2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 3. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（有期雇用の契約社員、パート社員、嘱託社員及び外国人実習生を含む。）は、年間の平均での人員を（ ）外数で記載しております。

(2) 国内子会社

平成31年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
				建物及び 構築物 (千円)	機械及び装置 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)	その他 (千円)	無形固定資産 (千円)	合計 (千円)	
デバイス販売 テクノ(株)	本社 (東京都大田 区)	EMS事業	事務所設備	86,164	—	25,159 (307.43)	2,731	287	114,342	32 (8)
デバイス販売 テクノ(株)	須賀川工場 (福島県須賀 川市)	EMS事業	事業所設備	8,386	30,152	115,284 (4,266.05)	4,874	40,339	199,037	51 (7)

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は工具、器具及び備品であります。
 2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 3. 従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（有期雇用の契約社員、パート社員及び嘱託社員を含む。）は、年間の平均での人員を（ ）外数で記載しております。

(3) 在外子会社

該当事項はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】（令和元年12月31日現在）

当社グループの設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案し、原則として連結会社各社が個別に策定しておりますが、計画策定に当たっては当社の経営会議において調整を図っております。

なお、重要な設備の新設、除却等の計画は下記のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設等

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
デバイス 販売テクノ ノ(株) 工場	(注) 2.	EMS 事 業	工場建設 費用	440,000	—	自己株式 処分資金	令和2年 10月	令和3年 3月	(注) 3.
デバイス 販売テクノ ノ(株) 工場	(注) 2.	EMS 事 業	工場内設 備等	138,000	—	自己株式 処分資金	令和3年 3月	令和3年 3月	(注) 3.
(株)ウイル テック	本社	マニユフ アクチャ リングサ ポート事 業	人事給与 システム 等	227,000	—	自己株式 処分資金	令和4年 3月	令和4年 3月	(注) 3.
(株)ウイル テック	(注) 2.	マニユフ アクチャ リングサ ポート事 業	ロボット 関連設備	34,000	—	自己株式 処分資金	令和3年 3月	令和3年 3月	(注) 3.

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 2. 所在地については、調整中であるため、記載を省略しております。
 3. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	23,000,000
計	23,000,000

(注) 令和元年9月19日開催の取締役会決議により、令和元年10月16日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。これにより発行可能株式総数は18,400,000株増加し、23,000,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	6,058,500	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	6,058,500	—	—

(注) 令和元年9月19日開催の取締役会決議により、令和元年10月16日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は4,846,800株増加し、6,058,500株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

	第4回新株予約権
決議年月日	平成22年7月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4名 当社取締役(退任) 1名 当社取締役(辞任) 1名 当社使用人 39名 当社使用人(退職) 27名 当社使用人(定年退職) 1名 当社子会社取締役 4名 当社子会社取締役(辞任) 5名 当社子会社監査役(退任) 1名 当社子会社使用人 3名 当社子会社使用人(退職) 2名
新株予約権の数(個) ※	62,000[52,000] (注) 7
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式62,000 [260,000] (注) 7.8
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※(注) 5	1,320 [264] (注) 8
新株予約権の行使期間 ※	自 平成24年8月1日 至 令和2年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1,320 [264] 資本組入額 (注) 2.8
新株予約権の行使の条件 ※(注) 1	①権利行使にかかる年間の払込金の合計額が1,200万円を超えないこと。 ②権利行使により取得した株式が、当社所定の方法により証券会社に開設される本人名義の株式保護預り口座に保護預りされること。 ③新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の状態を有していること。但し、取締役・監査役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。 ④新株予約権の質入、その他一切の処分は認めないものとする。 ⑤本新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。 ⑥その他の条件については、取締役会決議及び株主総会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「株式会社ウイルテック新株予約権付与契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡による取得には、当社取締役会の承認を要するものとする。

	第4回新株予約権
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	<p>組織再編に際して定める契約書または計画書等に、次に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、次に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。</p> <p>①合併（当社が消滅する場合に限る） 合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社</p> <p>②吸収分割 吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社</p> <p>③新設分割 新設分割により設立する株式会社</p> <p>④株式交換 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社</p> <p>⑤株式移転 株式移転により設立する株式会社</p>

	第5回新株予約権
決議年月日	平成30年3月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3
新株予約権の数(個) ※	35,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式35,000 [175,000] (注)8
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※(注)6	1,320 [264] (注)8
新株予約権の行使期間 ※	自 令和2年4月1日 至 令和10年3月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1,320 [264] 資本組入額 (注)3.8
新株予約権の行使の条件 ※(注)1	<p>①新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社会社の取締役、監査役、従業員または顧問、社外協力者、その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>②各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p> <p>③当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。</p> <p>④新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができるものとする。</p> <p>⑤新株予約権(当社が新株予約権者に対して付与する租税特別措置法第29条の2の規定を受ける他の新株予約権を含む)の行使に係る行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超えないこと。</p> <p>⑥権利行使により取得した当社の普通株式は、当社が別途指定する証券会社(以下、「指定証券」という。)に開設される新株予約権者名義の振替口座簿への記載もしくは記録がされること。</p> <p>⑦新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

	第5回新株予約権
<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※</p>	<p>当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>①交付する再編対象会社の新株予約権の数 組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、「割り当てる新株予約権の目的となる株式の種類及び数」に準じて決定する。</p> <p>④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>⑤新株予約権を行使することができる期間 「新株予約権を行使することができる期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権を行使することができる期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>⑥新株予約権の行使の条件 「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>⑦増加する資本金および資本準備金に関する事項 「増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定します。</p> <p>⑧譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。</p> <p>⑨新株予約権の取得事由 「新株予約権の取得事由」に準じて決定する。</p>

	第6回新株予約権
決議年月日	平成31年3月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 8 当社使用人 54 当社子会社取締役 9 当社子会社使用人 30
新株予約権の数（個） ※	70,900
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式70,900 [354,500]（注）8
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※（注）6	4,400 [880]（注）8
新株予約権の行使期間 ※	自 令和3年4月1日 至 令和10年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 4,400 [880] 資本組入額（注）4.8
新株予約権の行使の条件 ※（注）1	①当社株式が日本国内の証券取引所に上場された場合に限り、本新株予約権を行使することができる。 ②新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という）は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役（監査等委員である取締役含む）、監査役もしくは従業員の地位を有していることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合と取締役会が認めた場合はこの限りではない。 ③新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 ④本新株予約権者が死亡した場合で、取締役会が相当と認めたときは、その相続人が本新株予約権を行使することができるものとします。 ⑤新株予約権（当社が新株予約権者に対して付与する租税特別措置法第29条の2の規定を受ける他の新株予約権を含む）の行使に係る行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額が1,200万円を超えないこと。 ⑥権利行使により取得した当社の普通株式は、当社が別途指定する証券会社（以下「指定証券会社」という。）に開設される新株予約権者名義の振替口座簿への記載もしくは記録がされること。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

	第6回新株予約権
<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※</p>	<p>当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>①交付する再編対象会社の新株予約権の数 組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、「当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合」に準じて決定する。</p> <p>④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。</p> <p>⑤新株予約権を行使することができる期間 「新株予約権を行使することができる期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権を行使することができる期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>⑥新株予約権の行使の条件 「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>⑦増加する資本金および資本準備金に関する事項 「増加する資本金および資本準備金に関する事項」に準じて決定する。</p> <p>⑧譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。</p> <p>⑨新株予約権の取得事由 「会社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件」に準じて決定する。</p>

※ 最近事業年度の末日（平成31年3月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（令和元年12月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内

容を [] 内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権の行使の条件の他に、各契約において定める「新株予約権の行使制限等」についても合わせて記載しております。
2. 平成22年6月29日開催の定時株主総会において、「資本金の増加額は、新株予約権の行使に際して出資された財産の価額に0.5を乗じた額とし計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。」と決議されております。
3. 付与対象者と締結しております「第5回新株予約権総数引受及び割当契約書」において、「新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。」と定めております。
4. 付与対象者と締結しております「第6回新株予約権割当契約書」において、「新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。」と定めております。
5. 付与対象者と締結しております「株式会社ウイルテック 新株予約権付与契約書」において、次のように定めております。

新株予約権発行後、下記の事由が生じたときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く）を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規株式発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

6. 付与対象者と締結しております「第5回新株予約権総数引受及び割当契約書」及び「第6回新株予約権割当契約書」において、次のように定めております。

当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

7. 付与対象者の辞任及び退職によって「新株予約権の行使の条件」を満たさないもの並びに権利放棄のあったものについては、付与当初の「新株予約権の数」から控除し、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」もそれに合わせて記載しております。

8. 令和元年9月19日開催の取締役会決議により、令和元年10月16日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成23年3月10日 (注)1.	—	1,211,700	△37,851	98,000	—	125,851
令和元年10月16日 (注)2.	4,846,800	6,058,500	—	98,000	—	125,851

(注)1. 資本金の減少は、税法上の優遇を受けるための減少であります。

2. 令和元年9月19日開催の取締役会決議により、令和元年10月16日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は4,846,800株増加し、6,058,500株となっております。

(4)【所有者別状況】

令和元年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	3	—	—	5	8	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	9,040	—	—	51,545	60,585	—
所有株式数の割 合(%)	—	—	—	14.92	—	—	85.08	100	—

(注)「その他の法人」欄にはウイルテックグループ従業員持株会32,000株(320単元)及びウイルテックグループ役員持株会13,000株(130単元)を、「個人その他」欄には自己株式888,500株(8,885単元)を、それぞれ含んでおります。

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

令和元年12月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 888,500	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
完全議決権株式 (その他)	普通株式 5,170,000	51,700	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	6,058,500	—	—
総株主の議決権	—	51,700	—

② 【自己株式等】

令和元年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社ウイルテック	大阪市淀川区東三国四丁目3番1号	888,500	—	888,500	14.67
計	—	888,500	—	888,500	14.67

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (第三者割当方式による自己株式の処分)	—	—	9,000	39,600,000
保有自己株式数	186,700	—	888,500	—

(注) 令和元年9月19日開催の取締役会決議により、令和元年10月16日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。最近期間の処理状況の内訳は、株式分割前9,000株であります。また、保有自己株式数は株式分割後の株式数を記載しております。

3 【配当政策】

当社は、長期に亘る安定的な経営基盤の確保をめざし、業績に応じた適正な利益配分を継続的に実施することを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月末日を基準日として、会社法第454条第5項に定める中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

内部留保資金につきましては、財務基盤の強化、海外事業への投資、人材育成のための研修充実、経営の効率化に向けた情報システムへの投資等に活用し、経営基盤の安定と拡大に努めていきます。

当事業年度に係る剰余金の配当は、以下の通りです。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
平成30年11月20日 取締役会決議	30,750	30.00
令和元年6月25日 定時株主総会決議	112,750	110.00

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、コンプライアンスを徹底し、経営の透明性と効率性を確保しながら、株主をはじめとするステークホルダーとの対話を通じ、企業価値の最大化を図ることがコーポレート・ガバナンスの基本であると考えております。法令遵守を徹底した製品・サービスの提供を通じて、顧客と業界全体の発展に寄与し、正確な情報開示により一般の皆様、投資家の皆様への経営の透明性を確保することで、継続的な企業価値の向上を目指してまいります。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

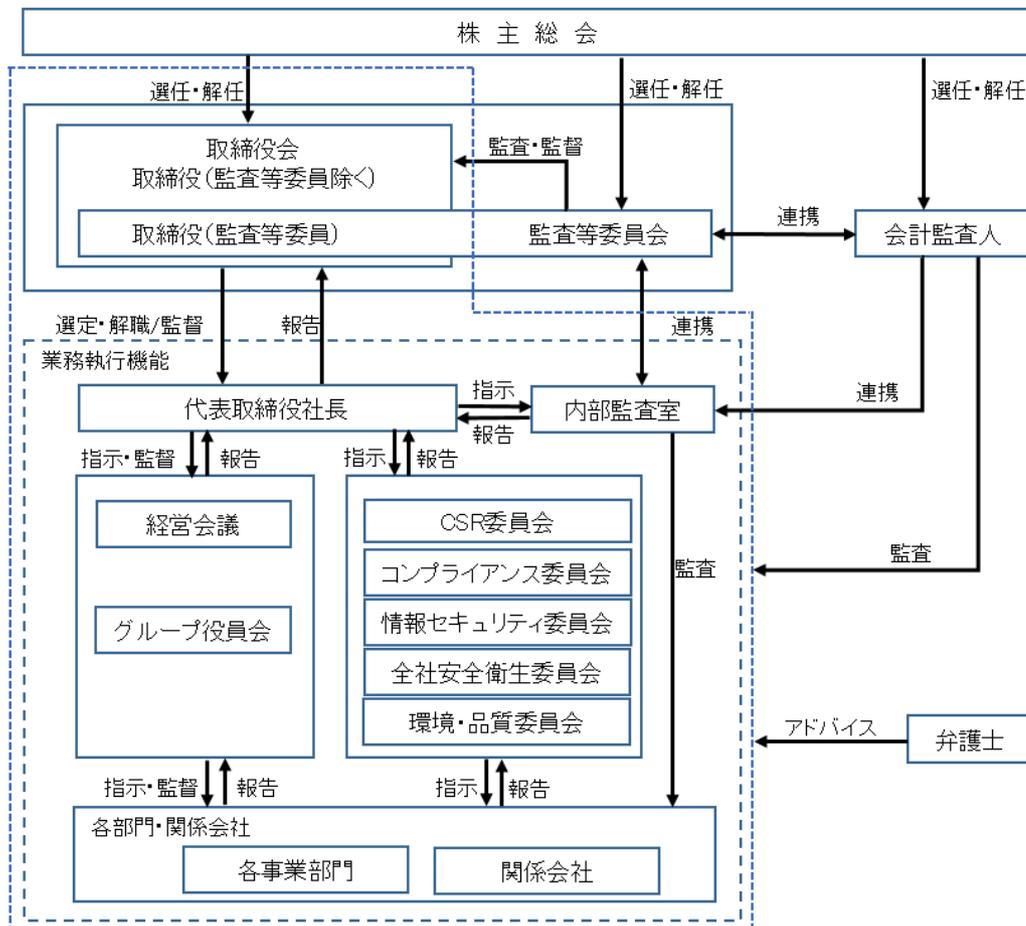
当社は、社外取締役を含む取締役会による戦略指導や経営の監視、社外取締役を含む監査等委員会制度を採用し、監査等委員による取締役会及び経営会議等重要な会議への出席・意見の発言等を通じ、取締役の職務遂行を監査する体制をとっております。なお、経営上の重要事項の意思決定は取締役会が行い、取締役の職務執行を監督しておりますが、社外取締役の起用により多角的な視点を取り入れ、重要な意思決定を行える仕組みとしております。

以上のような体制を採用する理由は、社外取締役による客観的立場からの当社の経営に対する適切な監督の実施及び監査等委員会による職務執行の監督及び監査の実施により、取締役の適正な職務執行が確保できると判断しているためであります。

当社の取締役会は、本書提出日現在において議長の代表取締役社長である宮城力と取締役6名（小倉秀司、野地恭雄、西隆弘、渡邊剛、石井秀暁、京崎利彦）及び社外取締役2名（麻田祐司、見宮大介）の計9名で構成されております。月1回の定例取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の監視を逐次行っております。

監査等委員会は、本書提出日現在において議長の取締役常勤監査等委員である京崎利彦と社外取締役非常勤監査等委員2名（麻田祐司、見宮大介）の計3名で構成され、監査等委員会が定めた方針に従い、取締役会等の重要な会議への出席や重要書類の閲覧、業務、財産状況の調査等を通じて取締役の業務遂行の監査を行っております。

(コーポレート・ガバナンス体制の概要)



③ 企業統治に関するその他の事項

イ. リスク管理体制

当社グループは、経営危機管理規程に、リスク・マネジメントに関する基本的事項を定めております。また、事業を取り巻くさまざまなリスクに対しての的確な管理及び実践のために、総務部を事務局とするコンプライアンス委員会を設置し、全社的なリスク・マネジメント推進に関わる課題、対応策を協議しております。

ロ. コンプライアンス体制

当社グループは、コンプライアンス規程に遵守基準と行動規範を定めております。総務部を事務局とするコンプライアンス委員会を設置し、法令遵守に向けた社内での具体的な取組みについて協議し、社内の法的な諸問題を早期に把握し、法令遵守に関する意識の向上、浸透について一層の強化を図っております。また、必要があれば、顧問弁護士から日常業務や経営判断においての助言、指導を受けております。

ハ. 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社グループの業務の適正を確保するため、当社グループは毎月、グループ報告会を開催するほか、年2回のグループ経営者会議等を実施し、月次業績及び重要な決議事項等を随時報告しております。また、当社グループ各社の株主総会及び取締役会決議事項等につきましては、当社役員が当社グループ各社の役員を兼任することで審議を行っております。また、内部監査室が当社グループ各社の内部統制監査及び業務監査を実施しております。

ニ. 内部統制

内部統制につきましては、社内規程等の整備により職務分掌の明確化を図り、各部門間の内部牽制が機能する仕組みを構築しております。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制については、取締役会決議により内部統制基本方針として次のとおり定めております。

内部統制基本方針

当社は、当社及びその子会社集団から成る企業集団（以下「ウイルテックグループ」という。）の業務の適正性を確保し企業理念実現に向けた経営基盤を構築するため、関連諸法令等を踏まえ、以下のとおり「グループ内部統制基本方針」を定めます。

この基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況を絶えず評価し必要な改善措置を講じるほか、この基本方針についても、経営環境の変化等に対応して適宜見直しを行い、一層実効性のある内部統制システムの整備・運用に努めてまいります。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第4項第6号）（会社法施行規則第98条第1項第4号）

- (1) 当社は法令、定款及び社会規範の遵守を経営の根幹におき、ウイルテックグループに於ける従業者のコンプライアンスの取組みについて必要な事項を定めたコンプライアンス規程を定め、徹底と継続的改善を図るため、代表取締役社長が指名した者を委員長として「コンプライアンス委員会」を設置し、法令の遵守、倫理感の醸成及び全社的なリスク管理に係る方針を定め、コンプライアンス体制の維持、向上を図ります。
- (2) 当社はウイルテックグループに於ける法令違反行為、その他コンプライアンスに関する問題の早期発見と未然防止を図ることを目的としてグループ内部通報制度を整備し、内部通報窓口を設置して問題の早期発見と是正を図ります。
- (3) 当社の内部監査部門は、ウイルテックグループに於ける法令の遵守、倫理感の醸成及び全社的なリスク管理の状況を監査し、これらの活動を社長へ報告し、監査時の課題や問題等について情報の共有を図るため、監査等委員会と情報連絡会を開催します。

2. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第3号）

当社は取締役会および経営会議を定期的開催し、経営の執行方針、経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督します。また、取締役会規程、経営会議規程、職務権限規程、業務分掌規程等の社内規程を整備し、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を構築し、グループウェアの決裁システム導入により意思決定の迅速化を行っています。
3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第100条第1項第1号）

当社は法令・社内規程に基づき文書等の保存を行います。また、情報の管理については情報セキュリティ管理規程、個人情報管理規程、特定個人情報等管理規程を定めています。
4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第1項第2号）

当社は、ウイルテックグループの経営活動上のリスクマネジメント体制を整備、構築するための方針を経営危機管理規程に規定し、これに基づいて経営活動上のリスクを認識します。また、経営危機の発生時、直ちに社長が対策本部を設置し、統括して危機管理にあたり、直後の取締役会へ報告します。
5. 当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第5号）
 - (1) 当社は、当社及びウイルテックグループの基本活動の策定に於ける基本事項を経営活動基本規程に定め、その遂行により会社利益の増大を図るとともに法令遵守及び高い倫理観と良識ある行動により社会から信頼、評価されるように努め、会社の安定と持続的な発展に資することを目的といたします。
 - (2) 当社は、ウイルテックグループとしてのCSR基本方針、環境方針、行動規範を定め、コンプライアンスや情報セキュリティ等の理念の統一を保持しております。
 - (3) 当社は、ウイルテックグループの発展と相互の利益の促進のため、ウイルテックグループに関する管理方針、管理組織について定めることを目的に関係会社管理規程を定め、ウイルテックグループの管理に関する業務については、社長及び社長が任命する管理担当者が担当し、実務については各担当部署が行います。管理担当者は、ウイルテックグループを管理するため定められた経営・財務等に関する業務を処理するほか、ウイルテックグループに関する最新の情報を収集して整理保管し、必要に応じてその情報を関係者に提供します。ウイルテックグループの経営・財務等に関する重要な事項については当社報告事項とすると共に、重要な意思決定については当社承認事項とすることで、適切な経営管理を行いません。
 - (4) 当社が設置する内部通報窓口は、国内外ウイルテックグループ全ての役員及び使用人が利用可能とし、ウイルテックグループにおける法令違反行為、その他コンプライアンスに関する問題の早期発見・未然防止を図ります。
6. 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - (1) ウイルテックグループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行います。
 - (2) ウイルテックグループ各部門自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努めます。
7. 内部監査の実効性を確保するための体制

当社は、ウイルテックグループ会社各部門の内部監査の実効性を確保するため、被監査組織に対して独立した、ウイルテックグループの内部監査に関する統括部署を設置するとともに、ウイルテックグループの内部監査に関する基本方針を定め、必要な体制を整備します。
8. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項（会社法施行規則第110条の4第1項第1号、第2号）
 - (1) 監査等委員会事務局を設置し、監査等委員会の招集事務、議事録の作成、その他監査等委員会運営に関する事務は監査等委員スタッフ等の監査等委員の職務を補助すべき使用人がこれにあたります。
 - (2) 監査等委員会の補助すべき使用人の人事異動および考課等、人事権に係る事項の決定については、予め常勤監査等委員に同意を求めることによって、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性を確保します。

9. 監査等委員会への報告及び、報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制（会社法施行規則第110条の4第1項第4号、第5号）
- (1) 監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議のほか監査等委員が必要と判断した会議または委員会等に出席し、報告を受けます。
 - (2) 取締役（監査等委員を除く）及び使用人は、監査等委員会が求める重要な事項について、速やかに監査等委員会に報告を行います。
 - (3) 取締役（監査等委員を除く）、使用人、及びウイルテックグループの役職員は、ウイルテックグループ内の各種社内会議にて、業務執行に関し、監査等委員会にコンプライアンス、リスク管理等に関する報告・相談を直接行います。
 - (4) 監査等委員会は、定期的に代表取締役との意見交換会を開催し、必要に応じ使用人との連絡会を開催し報告を受けることができます。
 - (5) 使用人は、監査等委員会が事業の報告を求めた場合、または業務及び財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応します。
 - (6) 監査等委員会に報告・相談を行った取締役（監査等委員を除く）及び使用人もしくはウイルテックグループの役職者に対し、報告・相談を行ったことを理由とする不利益な取扱いを禁止します。
10. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項（会社法施行規則第110条の4第1項第6号）
- 監査等委員会は、監査費用の予算、選定監査等委員が行う職務の遂行に関する事項など監査等委員がその職務を遂行するうえで必要と認めた事項について決議します。
11. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第110条の4第1項第7号）
- (1) 監査等委員会は、策定した「監査等委員会監査等基準」に定める監査等委員会監査の重要性、有用性を十分認識し、監査等委員会監査の環境整備を行います。
 - (2) 監査等委員会は、取締役及び支配人その他の使用人に対し、その職務の執行に関する事項の報告を求め、又は会社の業務及び財産の状況の調査をする選定監査委員を定め、監査への協力を指示することができます。
 - (3) 監査等委員会は、ウイルテックグループ各社に対して事業の報告を求め、又はそのウイルテックグループ各社の業務及び財産の状況の調査を行う選定監査委員を定め、監査への協力を指示することができます。
 - (4) 監査等委員会は会計監査人に対して、その監査に関する事項の報告を求める選定監査等委員を定め、業務の品質及び効率を高めるため、情報・意見交換等の緊密な連携を図ります。

ホ. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

ヘ. 取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は12名以内、監査等委員である取締役は3名以上5名以内とする旨定款に定めております。

ト. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

チ. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

リ. 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

ヌ. 取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性 9名 女性 一名 (役員のうち女性の比率 一%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役会長	小倉 秀司	昭和37年10月21日生	昭和61年4月 株式会社朝日写真ニュース開発センター入社 昭和61年12月 株式会社大阪総合サービス入社 平成2年12月 株式会社ダイテック取締役就任 平成3年4月 株式会社アイピーエヌセンター入社 平成4年4月 当社設立 代表取締役社長就任 平成6年12月 株式会社朝日写真ニュース開発取締役就任 平成13年10月 株式会社ジャパングリエイト取締役就任 平成15年11月 株式会社ヒューマンアシスト取締役就任 平成16年10月 当社代表取締役会長就任 平成17年1月 威璐特上海商務諮詢有限公司董事就任 平成17年3月 株式会社エフオーエス(現当社) 取締役就任 平成17年5月 電子・機械部品製造事業協同組合代表理事就任 平成17年7月 株式会社ウイルテック九州(現当社) 取締役就任 平成18年1月 株式会社ヒューマンアシスト代表取締役社長就任(現任) 平成19年6月 当社取締役会長就任 平成20年6月 当社取締役就任 平成20年7月 電子・機械部品製造事業協同組合理事就任 平成24年6月 当社代表取締役会長就任 平成30年3月 株式会社RASアセット代表取締役社長就任(現任) 令和元年6月 当社取締役会長就任(現任)	(注)3	4,717,000
代表取締役社長	宮城 力	昭和52年9月17日生	平成11年1月 株式会社アイピーエヌ(現当社) アルバイト入社 平成12年1月 株式会社アイピーエヌ(現当社) 正社員入社 平成20年10月 当社製造技術部製造技術課シニアマネジャー 平成25年1月 当社事業開発部ゼネラルマネジャー 平成25年6月 当社取締役就任 平成26年6月 住宅機器保証株式会社取締役就任 平成28年6月 当社専務取締役就任 平成28年10月 当社代表取締役社長就任(現任)	(注)3	400,000
常務取締役 マニュファクチャリング事業本部長	野地 恭雄	昭和47年3月14日生	平成2年4月 株式会社山武入社 平成3年4月 株式会社福屋入社 平成5年7月 有限会社オザキ設備入社 平成9年6月 株式会社アクティス入社 平成18年6月 株式会社ウイルテック九州(現当社) 入社 平成22年6月 同社大分工場長 平成25年6月 当社取締役就任 平成28年6月 当社常務取締役就任(現任) 平成28年10月 当社製造事業本部長 平成30年4月 当社マニュファクチャリング事業本部長(現任) 兼同事業本部北陸事業部長	(注)3	—
取締役 カスタマーサービス事業本部長	西 隆弘	昭和46年2月9日生	平成6年4月 浪田石油株式会社入社 平成10年11月 株式会社ダイテック入社 平成14年11月 当社入社 平成24年8月 当社事業推進部ゼネラルマネジャー 平成25年6月 当社取締役就任(現任) 平成28年10月 当社事業開発部長 平成30年4月 当社カスタマーサービス事業本部長(現任) 兼同事業本部カスタマーサービス事業部長	(注)3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 管理本部長	渡邊 剛	昭和48年2月12日生	平成3年4月 株式会社ファイブ・フォックス入社 平成6年10月 株式会社パッソ入社 平成9年2月 株式会社光通信入社 平成10年10月 株式会社オービーエムへ転籍 平成14年3月 株式会社栄和興産入社 平成15年4月 株式会社ワット・コンサルティング入社 平成24年2月 当社管理部長 平成25年6月 当社取締役就任 (現任) 平成26年6月 住宅機器保証株式会社取締役就任 平成30年4月 当社管理本部長 (現任)	(注) 3	—
取締役 エンジニアリング 事業本部長	石井 秀暁	昭和47年12月2日生	平成8年4月 アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー日本支店入社 平成10年4月 株式会社リライアンス入社 平成17年7月 株式会社コラボレートへ吸収合併 平成19年11月 株式会社プレミアラインへ社名変更 平成21年1月 株式会社プレミアライン取締役就任 平成21年3月 株式会社T T M取締役就任 平成23年9月 株式会社T T M代表取締役社長就任 平成23年9月 株式会社トラスト・テック取締役就任 平成27年7月 当社入社 平成27年10月 当社取締役就任 (現任) 平成30年4月 当社エンジニアリング事業本部長 (現任)	(注) 3	—
取締役 (監査等委員)	京崎 利彦	昭和29年8月7日生	昭和53年4月 松下電工株式会社 (現パナソニック株式会社) 入社 平成9年12月 松下制御機器株式会社へ転籍岡山営業所長 平成14年12月 同社近畿営業所部長 平成16年6月 松下電工株式会社へ転籍 制御グローバルマーケティング部長 平成18年6月 松下制御機器株式会社へ転籍取締役就任 平成19年6月 同社常務取締役就任 平成20年10月 パナソニック電工制御株式会社へ社名変更常務取締役就任 平成23年6月 パナソニック電工制御テクノ株式会社へ出向 代表取締役社長就任 平成26年10月 当社入社 平成26年10月 デバイス販売テクノ株式会社へ出向代表取締役社長就任 平成29年10月 当社管理部担当部長 平成30年4月 当社管理本部参与 平成30年6月 当社取締役 (監査等委員) 就任 (現任) 平成30年6月 株式会社ワット・コンサルティング監査役就任 (現任) 平成30年6月 デバイス販売テクノ株式会社監査役就任 (現任) 平成30年6月 株式会社ウイルハーツ監査役就任 (現任) 平成30年6月 株式会社宮崎ウイルファーム監査役就任 (現任) 平成31年3月 WILLTEC VIETNAM Co., Ltd. 監査役就任 (現任)	(注) 4	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	麻田 祐司	昭和47年6月15日生	平成9年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 平成12年4月 税理士法人トーマツ（現デロイトトーマツ税理士法人）に転籍 平成12年4月 公認会計士登録 平成16年5月 株式会社エディオン入社 経理部長 平成19年4月 株式会社パソナ e プロフェッショナル監査役就任 平成20年6月 株式会社エディオン取締役就任 平成20年8月 株式会社ビックカメラ取締役就任 平成23年10月 株式会社サンキュー取締役就任 平成24年6月 株式会社エディオン常務取締役就任 平成25年6月 株式会社イー・アール・ジャパン取締役就任 平成26年4月 株式会社ブレインアシスト設立代表取締役社長就任（現任） 平成26年4月 株式会社セリオ監査役就任 平成26年6月 当社監査役就任 平成26年10月 デバイス販売テクノ株式会社監査役就任 平成27年5月 株式会社RMJホールディングス取締役就任（現任） 平成28年12月 株式会社クラス取締役就任 平成29年6月 株式会社SERIOホールディングス取締役（監査等委員）就任（現任） 平成30年6月 株式会社アメフレック取締役就任（現任） 平成30年6月 当社社外取締役（監査等委員）就任（現任） 平成31年2月 SSMotherホールディングス株式会社監査役就任	(注)4	—
取締役 (監査等委員)	見宮 大介	昭和49年9月30日生	平成9年4月 司法修習所入所 平成11年3月 司法修習終了（51期） 平成11年4月 大阪地方裁判所判事補 平成13年4月 津地方・家庭裁判所判事補 平成15年11月 弁護士法人御堂筋法律事務所入所 平成20年1月 弁護士法人御堂筋法律事務所パートナー就任（現任） 平成30年6月 当社社外取締役（監査等委員）就任（現任）	(注)4	—
計					5,117,000

- (注) 1. 麻田 祐司、見宮 大介は、社外取締役であります。
2. 平成30年6月22日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社に移行しております。
3. 令和元年6月25日開催の定時株主総会終結の時から、令和2年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 平成30年6月22日開催の定時株主総会終結の時から、令和2年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
5. 取締役会長である小倉秀司の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社RASアセットが所有する株式数を含んでおります。
6. 当社は、監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くことになる場合に備えて、会社法第329条第3項に定める補欠監査等委員である取締役1名を選任しております。補欠監査等委員である取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
白井 一馬	昭和47年 6月11日生	平成10年4月 石川公認会計士事務所入所 平成15年2月 税理士登録 平成15年7月 税理士法人ゆびすい入社 平成22年2月 白井一馬税理士事務所開設 所長（現任）	—

② 社外役員の状況

当社の社外取締役は2名であります。

社外取締役監査等委員の麻田祐司氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。麻田氏及び麻田氏が代表取締役を務める株式会社ブレインアシストと当社との間には、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役監査等委員の見宮大介氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。見宮氏がパートナーを務める弁護士法人御堂筋法律事務所は、当社の顧問弁護士を務めており、軽微な営業取引関係があります。

当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

(3) 【監査の状況】

① 監査等委員会による監査の状況

常勤監査等委員1名を含む3名の監査等委員は、取締役会及び監査等委員会に出席し、また、代表取締役との意見交換会を開催する等、監査のための情報収集及び取締役の職務執行状況の監査を行っております。また、常勤の監査等委員は、社内の重要な会議に出席して、業務執行の適正性、妥当性等について確認し、他の監査等委員と情報共有の上、監査等委員会の実効性と効率性の向上を図っております。

常勤監査等委員である京崎利彦氏は、当社の子会社であるデバイス販売テクノ株式会社の代表取締役として平成26年10月から平成29年10月まで在籍し、通算3年にわたり会社の代表として経営に従事しており、財務及び会計並びに経営全般に関する相当程度の知見を有しております。また、子会社の監査役を兼務しており、子会社で実施した監査役監査結果についても監査等委員会に定期的に報告しております。

社外取締役監査等委員である麻田祐司氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見及び経験を有しております。また、社外取締役監査等委員である見宮大介氏は、弁護士としての豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有しております。

最近事業年度において監査等委員会を月1回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
京崎 利彦	10回	10回
麻田 祐司		9回
見宮 大介		10回

② 内部監査の状況

内部監査につきましては、業務執行部門から独立した代表取締役社長の直轄部門である内部監査室が、室長1名、課長2名、課員1名という組織構成の下、内部統制報告制度に基づく内部統制監査並びに業務及び会計等の内部監査を定期的実施しております。内部監査の実施結果については、内部監査室長から代表取締役社長に報告されており、監査の結果、改善事項がある場合には、内部監査室から被監査部門に対し、指摘・改善提案を行い、改善状況の継続的に確認しております。

また、監査等委員、内部監査室、会計監査人が相互に定期的に会合を持つなど、緊密な連携を保ち、積極的に意見及び情報の交換を行い、効果的かつ効率的な監査を実施するよう努めております。

③ 会計監査の状況

当社は会社法及び金融商品取引法に準ずる会計監査においては、会計監査人として有限責任 あずさ監査法人を選任しております。会計監査業務を執行した会計士の氏名及び会計監査業務に係る補助者の構成については次のとおりであります。

会計監査業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員：俣野 広行、三宅 潔

会計監査業務に係る主な補助者の構成

公認会計士：8名、その他：7名

監査法人の選定方針と理由

当社の監査等委員会は、当社の「会計監査人評価基準」に基づき、会計監査人を評価した結果、有限責任 あずさ監査法人が会計監査人として必要とされる専門性、独立性、品質管理体制等を有していることから、当社の会計監査人に適任であると判断しております。

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初の株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、会計監査人に対して評価を行っております。この評価については、当社の「会計監査人評価基準」に基づき、会計監査人として必要とされる専門性、独立性、品質管理体制等を評価しており、再任するかどうかの判断基準としております。

④ 監査報酬の内容等

「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（平成31年1月31日内閣府令第3号）による改正後の「企業内容等の開示に関する内閣府令」第二号様式記載上の注意(56)d(f)iからiiiの規定に経過措置を適用しております。

イ. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	10,000	2,000	16,500	1,750
連結子会社	—	—	—	—
計	10,000	2,000	16,500	1,750

当社における非監査業務の内容は、業務プロセス及びIT関連における、J-SOX文書のレビューであります。

ロ. その他重要な報酬の内容

該当事項はありません。

ハ. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する報酬は、監査所要日数・業務の内容等を勘案し、監査等委員会の同意を得て適切に決定しております。

ニ. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の会計監査人に対する報酬等に対しては、会計監査人としての業務内容、監査時間、監査体制等を考慮した結果、監査報酬は適正な水準であるとの結論に至り、監査等委員会として同意しております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の取締役の報酬につきましては、役位、在勤年数、業績評価、会社の業績等を総合的に勘案し、株主総会で決議された支払限度額の範囲内で、決定しております。

当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は平成30年6月22日であり、決議の内容は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は使用人分給与を含まずに総額3億円以内、監査等委員である取締役は総額3千万円以内であります。また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名、監査等委員である取締役の員数は3名であります。

当社の役員の報酬額は、株主総会において定められた範囲内で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額については取締役会、監査等委員である取締役の報酬額については監査等委員会で決定することとしており、最近事業年度の実績（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額については令和元年6月25日開催の実績取締役会、監査等委員である取締役の報酬額については令和元年6月25日開催の監査等委員会において決定されております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)					対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動 報酬	賞与	退職慰労金	その他	
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）	88,693	86,500	—	—	—	2,193	6
取締役（監査等委員） （社外取締役を除く。）	5,400	5,400	—	—	—	—	1
監査役 （社外監査役を除く。）	—	—	—	—	—	—	—
社外役員	10,200	10,200	—	—	—	—	4

- (注) 1. 連結子会社の役員を兼職するものについて、連結子会社よりの役員報酬は含めておりません。
 2. 当社は、平成30年6月22日付で監査役設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
 3. 上記には、平成30年6月22日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した監査役2名の報酬が含まれております。
 4. 「その他」の内容は、取締役の社宅賃料に係る会社負担額であります。

③ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

総額 (百万円)	対象となる役員の員数 (人)	内容
33	4	各事業部の本部長としての給与であります。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基本及び考え方

当社は、子会社株式及び関連会社株式を除く保有株式のうち、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする株式を「純投資目的の株式」とし、それ以外の目的で保有する株式を「純投資目的以外の目的の株式」としております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

顧客や取引先等の株式を保有することにより、「戦略的パートナーとして、取引の維持・発展が期待できる」等、当社と投資先の持続的な成長を想定できる銘柄については、取締役会・経営会議等において総合的な検討を行い、保有の適否を決定いたします。また、保有中の銘柄について、保有する意義又は合理性が認められなくなったときには、売却交渉を開始いたします。

ロ. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (千円)
非上場株式	1	10,000
非上場株式以外の株式	—	—

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第204条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、前連結会計年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）及び当連結会計年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）の連結財務諸表並びに前事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）及び当事業年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第204条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第2四半期連結会計期間（令和元年7月1日から令和元年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成31年4月1日から令和元年9月30日まで）の四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握するとともに会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、株式会社プロネクサスのディスクロージャー実務研究会へ加入し、同法人の行うセミナーに定期的に参加することを予定しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,275,719	3,576,959
受取手形及び売掛金	※5 2,954,924	※5 3,022,924
電子記録債権	※5 897,483	※5 847,759
商品及び製品	89,791	84,901
仕掛品	53,099	48,930
原材料及び貯蔵品	135,492	152,567
その他	446,920	712,343
貸倒引当金	△25,900	△26,500
流動資産合計	7,827,529	8,419,886
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※3 207,866	※3 203,488
機械及び装置（純額）	41,344	34,635
土地	※3 405,927	※3 405,927
その他（純額）	80,598	55,578
有形固定資産合計	※1 735,736	※1 699,630
無形固定資産	68,629	92,789
投資その他の資産		
投資有価証券	※2 18,507	10,000
繰延税金資産	242,960	231,417
その他	※2 206,165	※2 258,065
投資その他の資産合計	467,633	499,482
固定資産合計	1,271,999	1,291,902
資産合計	9,099,528	9,711,788

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	306,740	212,793
電子記録債務	170,902	147,085
短期借入金	※3 446,760	※3 636,370
未払法人税等	226,603	143,843
賞与引当金	77,577	85,582
未払費用	1,420,089	1,605,610
その他	794,268	1,168,980
流動負債合計	3,442,941	4,000,264
固定負債		
社債	200,000	—
長期借入金	※3 879,290	※3 542,920
繰延税金負債	845	1,494
退職給付に係る負債	274,856	285,057
その他	202,250	202,250
固定負債合計	1,557,242	1,031,721
負債合計	5,000,183	5,031,986
純資産の部		
株主資本		
資本金	98,000	98,000
資本剰余金	125,851	125,851
利益剰余金	4,220,238	4,802,213
自己株式	△344,744	△344,744
株主資本合計	4,099,345	4,681,320
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	—	△1,518
その他の包括利益累計額合計	—	△1,518
純資産合計	4,099,345	4,679,801
負債純資産合計	9,099,528	9,711,788

【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第2四半期連結会計期間
(令和元年9月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	3,306,965
受取手形及び売掛金	3,232,121
電子記録債権	892,824
商品及び製品	89,288
仕掛品	58,688
原材料及び貯蔵品	157,514
その他	619,318
貸倒引当金	△26,000
流動資産合計	8,330,720
固定資産	
有形固定資産	711,149
無形固定資産	105,378
投資その他の資産	487,022
固定資産合計	1,303,550
資産合計	9,634,270
負債の部	
流動負債	
買掛金	228,023
電子記録債務	120,451
短期借入金	631,290
未払法人税等	200,490
賞与引当金	89,893
未払費用	1,503,105
その他	718,009
流動負債合計	3,491,262
固定負債	
社債	132,000
長期借入金	528,640
退職給付に係る負債	261,434
その他	202,250
固定負債合計	1,124,324
負債合計	4,615,587
純資産の部	
株主資本	
資本金	98,000
資本剰余金	148,832
利益剰余金	5,103,041
自己株式	△328,125
株主資本合計	5,021,748
その他の包括利益累計額	
為替換算調整勘定	△3,065
その他の包括利益累計額合計	△3,065
純資産合計	5,018,683
負債純資産合計	9,634,270

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
売上高	20,001,644	22,899,832
売上原価	17,093,585	19,785,714
売上総利益	2,908,058	3,114,118
販売費及び一般管理費		
給与手当	824,916	1,018,449
賞与引当金繰入額	34,983	36,738
役員退職慰労引当金繰入額	11,363	—
貸倒引当金繰入額	5,400	6,000
退職給付費用	10,526	11,799
その他	1,058,403	1,189,256
販売費及び一般管理費合計	※1 1,945,593	※1 2,262,243
営業利益	962,464	851,875
営業外収益		
受取利息	107	127
受取配当金	57	87
持分法による投資利益	2,724	—
助成金収入	24,851	54,926
受取補償金	—	22,373
その他	14,437	26,481
営業外収益合計	42,177	103,996
営業外費用		
支払利息	4,610	3,866
持分法による投資損失	—	1,120
売上割引	2,082	1,770
敷金保証金解約損	512	3,338
障害者雇用納付金	—	2,300
その他	3,280	3,604
営業外費用合計	10,485	16,000
経常利益	994,156	939,870
特別損失		
関係会社株式売却損	—	2,906
減損損失	※2 6,810	—
特別損失合計	6,810	2,906
税金等調整前当期純利益	987,345	936,963
法人税、住民税及び事業税	326,453	275,146
法人税等調整額	△85,641	12,192
法人税等合計	240,811	287,338
当期純利益	746,533	649,625
非支配株主に帰属する当期純利益	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	746,533	649,625

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
当期純利益	746,533	649,625
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	—	△1,518
その他の包括利益合計	—	△1,518
包括利益	746,533	648,106
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	746,533	648,106
非支配株主に係る包括利益	—	—

【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期連結累計期間 (自平成31年4月1日 至令和元年9月30日)
売上高	12,250,588
売上原価	10,401,600
売上総利益	1,848,987
販売費及び一般管理費	※ 1,242,039
営業利益	606,948
営業外収益	
受取利息	138
受取配当金	80
助成金収入	19,145
その他	15,235
営業外収益合計	34,598
営業外費用	
支払利息	1,782
持分法による投資損失	2,906
その他	9,319
営業外費用合計	14,009
経常利益	627,538
税金等調整前四半期純利益	627,538
法人税、住民税及び事業税	214,122
法人税等調整額	△162
法人税等合計	213,959
四半期純利益	413,578
非支配株主に帰属する四半期純利益	—
親会社株主に帰属する四半期純利益	413,578

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期連結累計期間 (自平成31年4月1日 至令和元年9月30日)
四半期純利益	413,578
その他の包括利益	
為替換算調整勘定	△1,546
その他の包括利益合計	△1,546
四半期包括利益	412,031
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	412,031
非支配株主に係る四半期包括利益	—

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	98,000	163,703	3,549,794	△492,466	3,319,031
当期変動額					
剰余金の配当			△71,820		△71,820
親会社株主に帰属する当期純利益			746,533		746,533
自己株式の処分		△37,851	△4,270	147,721	105,600
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					—
当期変動額合計	—	△37,851	670,443	147,721	780,313
当期末残高	98,000	125,851	4,220,238	△344,744	4,099,345

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	—	—	3,319,031
当期変動額			
剰余金の配当		—	△71,820
親会社株主に帰属する当期純利益		—	746,533
自己株式の処分		—	105,600
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—
当期変動額合計	—	—	780,313
当期末残高	—	—	4,099,345

当連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	98,000	125,851	4,220,238	△344,744	4,099,345
当期変動額					
剰余金の配当			△67,650		△67,650
親会社株主に帰属する当期純利益			649,625		649,625
自己株式の処分					—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					—
当期変動額合計	—	—	581,975	—	581,975
当期末残高	98,000	125,851	4,802,213	△344,744	4,681,320

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	—	—	4,099,345
当期変動額			
剰余金の配当		—	△67,650
親会社株主に帰属する当期純利益		—	649,625
自己株式の処分		—	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,518	△1,518	△1,518
当期変動額合計	△1,518	△1,518	580,456
当期末残高	△1,518	△1,518	4,679,801

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	987,345	936,963
減価償却費	67,194	67,547
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	5,400	600
賞与引当金の増減額 (△は減少)	6,336	8,004
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△30,459	—
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	6,559	10,200
受取利息及び受取配当金	△164	△214
支払利息	4,610	3,866
持分法による投資損益 (△は益)	△2,724	1,120
関係会社株式売却損益 (△は益)	—	2,906
減損損失	6,810	—
売上債権の増減額 (△は増加)	△613,817	△18,402
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△56,170	△8,016
仕入債務の増減額 (△は減少)	136,957	△117,765
未払費用の増減額 (△は減少)	322,330	185,543
その他	167,523	△55,743
小計	1,007,732	1,016,611
利息及び配当金の受取額	163	219
利息の支払額	△4,373	△3,755
法人税等の支払額	△188,464	△357,863
営業活動によるキャッシュ・フロー	815,059	655,211
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の増減額 (△は増加)	△60,023	△61,465
有形固定資産の取得による支出	△59,114	△39,295
有形固定資産の売却による収入	—	3,296
無形固定資産の取得による支出	△53,433	△46,704
関係会社社債の償還による収入	—	2,000
関係会社株式の売却による収入	—	3,600
差入保証金の差入による支出	△83,607	△65,297
差入保証金の回収による収入	6,409	5,043
その他	△2,435	△1,358
投資活動によるキャッシュ・フロー	△252,203	△200,181
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額 (△は減少)	—	△100,000
長期借入金の返済による支出	△100,380	△46,760
配当金の支払額	△71,820	△67,650
自己株式の売却による収入	105,600	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△66,600	△214,410
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	△842
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	496,255	239,777
現金及び現金同等物の期首残高	2,468,657	2,964,912
現金及び現金同等物の期末残高	※ 2,964,912	※ 3,204,690

当第2四半期連結累計期間
 (自 平成31年4月1日
 至 令和元年9月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	627,538
減価償却費	36,321
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	1,314
賞与引当金の増減額 (△は減少)	4,311
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△23,622
持分法による投資損益 (△は益)	2,906
受取利息及び受取配当金	△218
支払利息	1,782
売上債権の増減額 (△は増加)	△254,378
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△18,671
仕入債務の増減額 (△は減少)	△11,404
未払費用の増減額 (△は減少)	△102,430
その他	△231,050
小計	32,397
利息及び配当金の受取額	199
利息の支払額	△2,064
法人税等の支払額	△157,353
営業活動によるキャッシュ・フロー	△126,820
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の増減額 (△は増加)	△30,000
有形固定資産の取得による支出	△41,812
有形固定資産の売却による収入	18,114
有形固定資産の除却による支出	△330
無形固定資産の取得による支出	△21,858
差入保証金の差入による支出	△6,806
差入保証金の回収による収入	6,708
その他	△660
投資活動によるキャッシュ・フロー	△76,644
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△19,360
社債の発行による収入	197,311
社債の償還による支出	△200,000
配当金の支払額	△112,750
自己株式の売却による収入	39,599
財務活動によるキャッシュ・フロー	△95,199
現金及び現金同等物に係る換算差額	△1,291
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△299,955
現金及び現金同等物の期首残高	3,204,690
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 2,904,735

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

前連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 4社

主要な連結子会社の名称

株式会社ワット・コンサルティング

デバイス販売テクノ株式会社

株式会社ウイルハーツ

株式会社宮崎ウイルファーム

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社

住宅機器保証株式会社

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 1社

主要な会社名

電子・機械部品製造事業協同組合

(2) 持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法適用会社の決算日は連結決算日と一致しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

(イ) 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(ロ) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. たな卸資産

原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

(イ) 商品及び製品 総平均法又は個別原価法

(ロ) 仕掛品 総平均法又は個別原価法

(ハ) 原材料 総平均法

(ニ) 貯蔵品 最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

主として定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	:	3年～50年
機械及び装置	:	2年～10年
その他	:	2年～15年

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、当社及び一部の連結子会社は、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

一部の連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ. 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えて、当社及び一部の連結子会社は役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しておりましたが、当社の平成29年9月22日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度の廃止を決議しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 6社

主要な連結子会社の名称

株式会社ワット・コンサルティング

デバイス販売テクノ株式会社

株式会社ウイルハーツ

株式会社宮崎ウイルファーム

WILLTEC VIETNAM Co., Ltd.

WILLTEC MYANMAR Co., Ltd.

上記のうち、WILLTEC VIETNAM Co., Ltd. 及びWILLTEC MYANMAR Co., Ltd. については、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。前連結会計年度において非連結子会社でありました住宅機器保証株式会社は、当連結会計年度に所有株式のすべてを売却しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 1社

主要な会社名

電子・機械部品製造事業協同組合

(2) 持分法適用会社の決算日は連結決算日と一致しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

(イ) 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(ロ) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. たな卸資産

原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(イ) 商品及び製品 総平均法又は個別原価法

(ロ) 仕掛品 総平均法又は個別原価法

(ハ) 原材料 総平均法

(ニ) 貯蔵品 最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

当社及び国内連結子会社は主として定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 : 3年～50年

機械装置 : 2年～10年

その他 : 2年～15年

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、当社及び一部の国内連結子会社は一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

当社及び一部の国内連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

一部の国内連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

前連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

- ・「収益認識に関する会計基準」
(企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」
(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

1. 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

2. 適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点において評価中であります。

当連結会計年度(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

- ・「収益認識に関する会計基準」
(企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」
(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

1. 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

2. 適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点において評価中であります。

(表示方法の変更)

前連結会計年度(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

下記の表示方法の変更に関する注記は、連結財務諸表規則附則第2項の規定に基づき、平成30年4月1日に開始する連結会計年度(以下「翌連結会計年度」という。)における表示方法の変更の注記と同様の内容を記載しております。

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を翌連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延資産負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果会計関係注記を変更しております。この表示方法の変更を反映させるため、連結財務諸表規則附則第2項の規定に基づき、当連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、当連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」55,823千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」242,960千円に含めて表示しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(評価性引当額の合計額を除く。)及び同注解(注9)に記載された内容を追加しております。

当連結会計年度(自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果会計関係注記を変更しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」55,823千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」242,960千円に含めて表示しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(評価性引当額の合計額を除く。)及び同注解(注9)に記載された内容を追加しております。

(追加情報)

前連結会計年度(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

(役員退職慰労金制度の廃止)

当社の平成29年9月22日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度の廃止を決議しました。これに伴い、「役員退職慰労引当金」を取り崩し、支給分を除く、支給打ち切りに伴う未払額191,250千円を固定負債の「その他」に計上しております。

当連結会計年度(自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)

該当事項はありません。

(連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	998,425千円	827,838千円

※2 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
投資有価証券(株式)	6,507千円	－千円
投資有価証券(債券)	2,000	－
その他(出資金)	17,586	16,686
計	26,093	16,686

※3 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
建物	83,457千円	79,635千円
土地	222,596	222,596
計	306,054	302,232

上記の担保資産によって担保されている債務(根抵当権に係る極度額300,000千円)は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
短期借入金	333,960千円	336,370千円
長期借入金	79,290	42,920
計	413,250	379,290

4 電子記録債権割引高

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
電子記録債権	38,100千円	31,321千円

※5 連結会計年度末日満期手形等

連結会計年度末日満期手形等の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当連結会計年度の末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形等が連結会計年度末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
受取手形	33,606千円	9,100千円
電子記録債権	10,925	12,294

(連結損益計算書関係)

※1 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

前連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
674千円	33,382千円

※2 減損損失

前連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

セグメント	事業部	場所	主な用途	種類	減損損失 (千円)
マニュファクチャリングサポート事業	カスタマーサービス事業部	神奈川県大和市	空調機等	建物附属設備	6,810

当社グループは、事業用資産については事業部を基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当連結会計年度において上記事業部について、収益性の低下により帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(6,810千円)として特別損失に計上いたしました。

なお、当資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しております。使用価値は、将来キャッシュ・フローの見積額がマイナスになる見込みとなったため、零として評価しております。

当連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

該当事項はありません。

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
為替換算調整勘定：		
当期発生額	一千円	△1,518千円
その他の包括利益合計	—	△1,518

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成29年4月1日至平成30年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,211,700	—	—	1,211,700
合計	1,211,700	—	—	1,211,700
自己株式				
普通株式(注)	266,700	—	80,000	186,700
合計	266,700	—	80,000	186,700

(注) 普通株式の自己株式の株式数の減少80,000株は、株式の処分による減少80,000株であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月23日 定時株主総会	普通株式	38,745	41.00	平成29年3月31日	平成29年6月26日
平成29年10月20日 取締役会	普通株式	33,075	35.00	平成29年9月30日	平成29年12月21日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年6月22日 定時株主総会	普通株式	36,900	利益剰余金	36.00	平成30年3月31日	平成30年6月25日

当連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数（株）	当連結会計年度増 加株式数（株）	当連結会計年度減 少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	1,211,700	—	—	1,211,700
合計	1,211,700	—	—	1,211,700
自己株式				
普通株式	186,700	—	—	186,700
合計	186,700	—	—	186,700

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成30年6月22日 定時株主総会	普通株式	36,900	36.00	平成30年3月31日	平成30年6月25日
平成30年11月20日 取締役会	普通株式	30,750	30.00	平成30年9月30日	平成30年12月21日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
令和元年6月25日 定時株主総会	普通株式	112,750	利益剰余金	110.00	平成31年3月31日	令和元年6月26日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
現金及び預金勘定	3,275,719千円	3,576,959千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△310,806	△372,268
現金及び現金同等物	2,964,912	3,204,690

(金融商品関係)

前連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また資金調達については社債等の直接金融及び銀行借入等の間接金融による方針であります。将来的に外貨建て債権債務等の為替変動リスクを回避し、回収時のキャッシュ・フローの安定化を図るためにデリバティブ取引をヘッジ手段として利用することを想定しておりますが、投機的な取引は行わない方針であります。なお、当連結会計年度においてデリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客を含めた取引先の信用リスクに晒されております。

借入金は、主に営業取引に係る資金調達であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク (得意先の契約不履行等に係るリスク) の管理

当社グループは、営業債権に係る信用リスクについて、与信債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに主な信用状況を随時把握する体制を取っております。

② 市場リスク (為替や金利等の変動リスク) の管理

デリバティブ取引の執行・管理については、決裁権限を定めた社内規程に従って行い、格付けの高い金融機関と取引を行っております。なお、当連結会計年度においてデリバティブ取引は行っておりません。

③ 資金調達に係る流動性リスク (支払期日に支払いを実行できなくなるリスク) の管理

借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	3,275,719	3,275,719	—
(2) 受取手形及び売掛金	2,954,924	2,954,924	—
(3) 電子記録債権	897,483	897,483	—
資産計	7,128,126	7,128,126	—
(1) 短期借入金	400,000	400,000	—
(2) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	926,050	919,951	△6,098
負債計	1,326,050	1,319,951	△6,098

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金 (2) 受取手形及び売掛金 (3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

- (1) 短期借入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (2) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
非上場株式	10,000

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表に含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,275,719	—	—	—
受取手形及び売掛金	2,954,924	—	—	—
電子記録債権	897,483	—	—	—
合計	7,128,126	—	—	—

4. 短期借入金、長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	400,000	—	—	—	—	—
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	46,760	336,370	28,560	514,360	—	—
合計	446,760	336,370	28,560	514,360	—	—

当連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また資金調達については社債等の直接金融及び銀行借入等の間接金融による方針であります。将来的に外貨建て債権債務等の為替変動リスクを回避し、回収時のキャッシュ・フローの安定化を図るためにデリバティブ取引をヘッジ手段として利用することを想定しておりますが、投機的な取引は行わない方針であります。なお、当連結会計年度においてデリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客を含めた取引先の信用リスクに晒されております。

借入金は、主に営業取引に係る資金調達であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（得意先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権に係る信用リスクについて、与信債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに主な信用状況を随時把握する体制を取っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

デリバティブ取引の執行・管理については、決裁権限を定めた社内規程に従って行い、格付けの高い金融機関と取引を行っております。なお、当連結会計年度においてデリバティブ取引は行っておりません。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	3,576,959	3,576,959	—
(2) 受取手形及び売掛金	3,022,924	3,022,924	—
(3) 電子記録債権	847,759	847,759	—
資産計	7,447,643	7,447,643	—
(1) 短期借入金	300,000	300,000	—
(2) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	879,290	873,017	△6,272
負債計	1,179,290	1,173,017	△6,272

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金 (2) 受取手形及び売掛金 (3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

- (1) 短期借入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (2) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
非上場株式	10,000

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表に含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,576,959	—	—	—
受取手形及び売掛金	3,022,924	—	—	—
電子記録債権	847,759	—	—	—
合計	7,447,643	—	—	—

4. 短期借入金、長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	300,000	—	—	—	—	—
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	336,370	28,560	514,360	—	—	—
合計	636,370	28,560	514,360	—	—	—

(退職給付関係)

前連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

一部の連結子会社は、確定給付型の制度として非積立型の退職一時金制度を採用しております。

なお、一部の連結子会社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債並びに退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	268,296千円
勤務費用	16,256
退職給付の支払額	△9,696
退職給付に係る負債の期末残高	274,856

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
非積立型の退職給付債務	274,856千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	274,856
退職給付に係る負債	274,856
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	274,856

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 当連結会計年度16,256千円

当連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

一部の連結子会社は、確定給付型の制度として非積立型の退職一時金制度を採用しております。

なお、一部の連結子会社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債並びに退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	当連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	274,856千円
勤務費用	18,222
退職給付の支払額	△8,022
退職給付に係る負債の期末残高	285,057

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
非積立型の退職給付債務	285,057千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	285,057
退職給付に係る負債	285,057
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	285,057

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 当連結会計年度18,222千円

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自平成29年4月1日至平成30年3月31日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社取締役(退任) 1名 当社取締役(辞任) 1名 当社使用人 39名 当社使用人(退職) 27名 当社使用人(定年退職) 1名 当社子会社取締役 4名 当社子会社取締役(辞任) 5名 当社子会社監査役(退任) 1名 当社子会社使用人 3名 当社子会社使用人(退職) 2名	当社取締役 3名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 140,000株	普通株式 35,000株
付与日	平成22年7月31日	平成30年3月30日
権利確定条件	権利確定条件は付されておられません。	権利確定条件は付されておられません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成24年8月1日 至令和2年7月31日	自令和2年4月1日 至令和10年3月30日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成30年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	—	—
付与	—	35,000
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	35,000
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	66,500	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	3,000	—
未行使残	63,500	—

② 単価情報

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利行使価格 (円)	1,320	1,320
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は未公開企業であるため、付与日における公正な評価単価を単位当たりの本源的価値により算出しております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式価値は、時価純資産価額方式、配当還元方式により算出した価格を総合的に勘案して算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

① 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 一千円

② 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 一千円

当連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社取締役(退任) 1名 当社取締役(辞任) 1名 当社使用人 39名 当社使用人(退職) 27名 当社使用人(定年退職) 1名 当社子会社取締役 4名 当社子会社取締役(辞任) 5名 当社子会社監査役(退任) 1名 当社子会社使用人 3名 当社子会社使用人(退職) 2名	当社取締役 3名	当社取締役 8名 当社使用人 54名 当社子会社取締役 9名 当社子会社使用人 30名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 140,000株	普通株式 35,000株	普通株式 70,900株
付与日	平成22年7月31日	平成30年3月30日	平成31年3月29日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。	権利確定条件は付されておりません。	権利確定条件は付されておりません。
対象勤務期間	勤務期間の定めはありません。	勤務期間の定めはありません。	勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成24年8月1日 至令和2年7月31日	自令和2年4月1日 至令和10年3月30日	自令和3年4月1日 至令和10年3月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成31年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	35,000	—
付与	—	—	70,900
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	35,000	70,900
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	63,500	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	1,500	—	—
未行使残	62,000	—	—

② 単価情報

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利行使価格 (円)	1,320	1,320	4,400
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は未公開企業であるため、付与日における公正な評価単価を単位当たりの本源的価値により算出しております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式価値は、DCF方式、修正純資産方式により算出した価格を総合的に勘案して算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

① 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 298,760千円

② 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 一千円

(税効果会計関係)

前連結会計年度(平成30年3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
繰延税金資産	
退職給付に係る負債	95,072千円
長期未払金	66,727
税務上の繰越欠損金(注)	33,744
賞与引当金	27,427
減価償却超過額	13,060
土地減損損失	13,586
未払事業税	21,854
その他	22,323
繰延税金資産小計	293,797
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	△33,744
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△9,371
評価性引当額小計	△43,116
繰延税金資産合計	250,681
繰延税金負債	
留保利益	△1,996
特別償却準備金	△6,569
繰延税金負債合計	△8,566
繰延税金資産の純額	242,114

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠 損金(※)	—	202	3,372	10,993	11,926	7,250	33,744
評価性引当額	—	△202	△3,372	△10,993	△11,926	△7,250	△33,744
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
法定実効税率	34.9%
(調整)	
住民税均等割	1.0
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.6
税額控除	△3.0
評価性引当額の増減	△12.7
その他	2.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.4

当連結会計年度（平成31年3月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
繰延税金資産	
退職給付に係る負債	98,601千円
長期未払金	66,076
税務上の繰越欠損金（注）	25,274
賞与引当金	29,667
減価償却超過額	10,961
土地減損損失	13,385
未払事業税	14,179
その他	22,826
繰延税金資産小計	280,972
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）	△25,274
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△6,076
評価性引当額小計	△31,350
繰延税金資産合計	249,621
繰延税金負債	
留保利益	△2,881
特別償却準備金	△13,725
その他	△3,092
繰延税金負債合計	△19,699
繰延税金資産の純額	229,922

（注）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(※)	—	—	7,136	11,158	5,348	1,631	25,274
評価性引当額	—	—	△7,136	△11,158	△5,348	△1,631	△25,274
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

（※）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (平成31年3月31日)
法定実効税率	34.6%
（調整）	
税額控除	△3.6
評価性引当額の増減	△1.3
その他	1.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.7

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

共通支配下の取引等

1. 取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称 当社の連結子会社である株式会社ワット・コンサルティングの機電系技術者派遣事業

事業の内容 機電系の技術者派遣事業

(2) 企業結合日

平成30年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

株式会社ワット・コンサルティング(当社の連結子会社)を譲渡会社とし、当社を譲受会社とする事業譲渡

(4) 結合後企業の名称

結合後企業の名称に変更はありません。

(5) その他取引の概要に関する事項

マニユファクチャリングサポート事業の一つである機電系技術者派遣事業を当社に集中することにより、さらに収益性を高め、多様なニーズに対して、より付加価値の高いサービスの提供を目指しております。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に評価を行う対象となっているものであります。

当社グループは、「マニュファクチャリングサポート事業」「コンストラクションサポート事業」「EMS事業」を報告セグメントとしております。

「マニュファクチャリングサポート事業」は製造請負・製造派遣事業、機電系技術者派遣事業及び修理サービス事業、「コンストラクションサポート事業」は建設系技術者派遣事業、「EMS事業」は受託製造事業及び電子部品卸売事業、「その他事業」は障がい者支援事業及び畜産業を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同様であります。

報告セグメント利益は営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結 財務諸表 計上額 (注) 3
	マニュファク チャリングサ ポート事業	コンスト ラクショ ンサポー ト事業	EMS事業	計				
売上高								
外部顧客へ の売上高	13,637,177	2,662,658	3,624,480	19,924,317	77,326	20,001,644	—	20,001,644
セグメント 間の内部売 上高又は振 替高	—	—	388	388	119,932	120,320	△120,320	—
計	13,637,177	2,662,658	3,624,868	19,924,705	197,258	20,121,964	△120,320	20,001,644
セグメント利 益又は損失 (△)	820,798	47,589	102,098	970,487	△8,022	962,464	—	962,464
セグメント資 産	5,660,622	1,080,443	2,313,838	9,054,904	121,773	9,176,677	△77,148	9,099,528
セグメント負 債	3,591,449	395,091	1,048,945	5,035,486	41,845	5,077,332	△77,148	5,000,183
その他の項目								
減価償却費	41,211	3,029	19,059	63,300	3,893	67,194	—	67,194
受取利息	76	29	1	107	0	107	—	107
支払利息	3,855	—	713	4,569	40	4,610	—	4,610
持分法投資 利益	1,912	478	47	2,437	286	2,724	—	2,724
特別損失 (減損損 失)	6,810 (6,810)	— (—)	— (—)	6,810 (6,810)	— (—)	6,810 (6,810)	— (—)	6,810 (6,810)
持分法適用 会社への投 資額	12,341	3,085	57	15,484	2,101	17,586	—	17,586
有形固定資 産及び無形 固定資産の 増加額	53,674	7,351	47,111	108,137	3,811	111,948	—	111,948

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、障がい者支援事業及び畜産業を含んでおります。

2. 調整額は、次のとおりであります。

(1) セグメント資産の調整額は、セグメント間の債権債務消去額であります。

(2) セグメント負債の調整額は、セグメント間の債権債務消去額であります。

3. セグメント利益又は損失の合計額は、連結損益計算書の営業利益と一致しております。

当連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に評価を行う対象となっているものであります。

当社グループは、「マニュファクチャリングサポート事業」「コンストラクションサポート事業」「EMS事業」を報告セグメントとしております。

「マニュファクチャリングサポート事業」は製造請負・製造派遣事業、機電系技術者派遣事業及び修理サービス事業、「コンストラクションサポート事業」は建設系技術者派遣事業、「EMS事業」は受託製造事業及び電子部品卸売事業、「その他事業」は障がい者支援事業、畜産業及び海外事業を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同様であります。

報告セグメント利益は営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結 財務諸表 計上額 (注) 3
	マニュファク チャリングサ ポート事業	コンスト ラクショ ンサポー ト事業	EMS事業	計				
売上高								
外部顧客へ の売上高	16,022,071	3,025,370	3,769,292	22,816,735	83,097	22,899,832	—	22,899,832
セグメント 間の内部売 上高又は振 替高	—	—	2,712	2,712	200,142	202,854	△202,854	—
計	16,022,071	3,025,370	3,772,004	22,819,447	283,239	23,102,687	△202,854	22,899,832
セグメント利 益	583,723	131,660	114,911	830,296	21,579	851,875	—	851,875
セグメント資 産	6,059,365	1,283,755	2,200,713	9,543,834	211,753	9,755,587	△43,798	9,711,788
セグメント負 債	3,852,359	328,556	854,113	5,035,029	40,755	5,075,785	△43,798	5,031,986
その他の項目								
減価償却費	31,552	3,249	24,637	59,440	8,107	67,547	—	67,547
受取利息	77	38	1	117	9	127	—	127
支払利息	3,527	—	312	3,839	27	3,866	—	3,866
持分法投資 損失	△567	△141	△14	△723	△397	△1,120	—	△1,120
特別損失	2,906	—	—	2,906	—	2,906	—	2,906
(減損損 失)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
持分法適用 会社への投 資額	11,774	2,943	43	14,761	1,924	16,686	—	16,686
有形固定資 産及び無形 固定資産の 増加額	43,929	4,686	26,504	75,120	10,657	85,777	—	85,777

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、障がい者支援事業、畜産業及び海外事業を含んでおります。

2. 調整額は、次のとおりであります。

(1) セグメント資産の調整額は、セグメント間の債権債務消去額であります。

(2) セグメント負債の調整額は、セグメント間の債権債務消去額であります。

3. セグメント利益の合計額は、連結損益計算書の営業利益と一致しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客への外部売上高が連結損益計算書の売上高の10%未満であるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
スカイワークスフィルターソリューションズジャパン株式会社	2,665,962	マニユファクチャリングサポート事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント				その他	合計	調整額	連結 財務諸表 計上額
	マニフアクチャリングサポート事業	コンストラクションサポート事業	EMS事業	計				
減損損失	6,810	—	—	6,810	—	6,810	—	6,810

当連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
重要な取引等がないため、記載を省略しております。

(3) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
該当事項はありません。

(4) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び近親者	宮城 力	—	—	—	(被所有) 直接 7.80%	当社代表取締役社長	自己株式の処分	105,600	—	—

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

株式の価格につきましては第三者の株式価値算定報告等を参考に合理的に決定しております。

当連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
重要な取引等がないため、記載を省略しております。

(3) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
該当事項はありません。

(4) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
重要な取引等がないため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

前連結会計年度(自平成29年4月1日至平成30年3月31日)

	当連結会計年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
1株当たり純資産額	799.87円
1株当たり当期純利益	156.76円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。

2. 当社は、令和元年9月19日開催の取締役会決議に基づき、令和元年10月16日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	当連結会計年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	746,533
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期 純利益(千円)	746,533
普通株式の期中平均株式数(株)	4,762,260
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益の算定に含めなかった 潜在株式の概要	新株予約権2種類(新株予約権 の数98,500個)。 なお、新株予約権の概要は 「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2)新株予約権 等の状況 ①ストックオプション 制度の内容」に記載の通りであり ます。

当連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

	当連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
1株当たり純資産額	913.13円
1株当たり当期純利益	126.76円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。

2. 当社は、令和元年9月19日開催の取締役会決議に基づき、令和元年10月16日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	当連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	649,625
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期 純利益 (千円)	649,625
普通株式の期中平均株式数 (株)	5,125,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益の算定に含めなかった 潜在株式の概要	新株予約権3種類（新株予約権 の数167,900個）。 なお、新株予約権の概要は 「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2) 新株予約権 等の状況 ① ストックオプション 制度の内容」に記載の通りであり ます。

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(共通支配下の取引等)

1. 企業結合の概要

(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称 当社の連結子会社である株式会社ワット・コンサルティングの機電系技術者派遣事業
事業の内容 機電系の技術者派遣事業

(2) 企業結合日

平成30年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

株式会社ワット・コンサルティング(当社の連結子会社)を譲渡会社とし、当社を譲受会社とする事業譲渡

(4) 結合後企業の名称

結合後企業の名称に変更はありません。

(5) 取引の目的を含む取引の概要

マニユファクチャリングサポート事業の一つである機電系技術者派遣事業を当社に集中することにより、さらに収益性を高め、多様なニーズに対して、より付加価値の高いサービスの提供を目指しております。

2. 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

当連結会計年度(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

当社は、令和元年9月19日開催の取締役会決議に基づき、令和元年10月16日付をもって株式分割を行っております。

1. 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施いたします。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

令和元年10月15日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき5株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数 1,211,700株

今回の株式分割により増加する株式数 4,846,800株

株式分割後の発行済株式総数 6,058,500株

株式分割後の発行可能株式総数 23,000,000株

(3) 株式分割の効力発生日

令和元年10月16日

(4) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたものと仮定して算出しておりますが、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

【注記事項】

(四半期連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

		当第2四半期連結累計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)
給料及び手当		589,037千円
貸倒引当金繰入額		909
退職給付費用		8,171

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

		当第2四半期連結累計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)
現金及び預金勘定		3,306,965千円
預入期間が3か月を超える定期預金		△402,229
現金及び現金同等物		2,904,735

(株主資本等関係)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
令和元年6月25日 定時株主総会	普通株式	112,750	110.00	平成31年3月31日	令和元年6月26日	利益剰余金

(注) 令和元年10月16日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。「1株当たり配当額」については、当該株式分割前の金額を記載しております。

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
令和元年11月19日 取締役会	普通株式	125,114	121.00	令和元年9月30日	令和元年12月20日	利益剰余金

(注) 令和元年10月16日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。「1株当たり配当額」については、当該株式分割前の金額を記載しております。

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期連結累計期間(自平成31年4月1日至令和元年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 財務諸表 計上額 (注) 3
	マニュファク チャリングサ ポート事業	コンスト ラクション ンサポー ト事業	EMS事業	計				
売上高								
外部顧客へ の売上高	8,749,351	1,676,404	1,780,883	12,206,639	43,949	12,250,588	—	12,250,588
セグメント 間の内部売 上高又は振 替高	—	—	—	—	102,792	102,792	△102,792	—
計	8,749,351	1,676,404	1,780,883	12,206,639	146,741	12,353,380	△102,792	12,250,588
セグメント利 益又は損失 (△)	540,432	30,421	39,268	610,122	△3,173	606,948	—	606,948

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、障がい者支援事業、畜産業及び海外事業を含んでおります。

2. 調整額は、セグメント間取引であります。

3. セグメント利益又は損失の合計額は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自平成31年4月1日 至令和元年9月30日)
1株当たり四半期純利益	80円01銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益(千円)	413,578
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益(千円)	413,578
普通株式の期中平均株式数(株)	5,169,016
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. 当社は、令和元年10月16日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

当社は、令和元年9月19日開催の取締役会決議に基づき、令和元年10月16日付をもって株式分割を行っております。

1. 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施いたします。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

令和元年10月15日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき5株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	1,211,700株
今回の株式分割により増加する株式数	4,846,800株
株式分割後の発行済株式総数	6,058,500株
株式分割後の発行可能株式総数	23,000,000株

(3) 株式分割の効力発生日

令和元年10月16日

(4) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
(株) ウイルテック	第2回無担保社債	平成年月日 28. 7. 5	200,000	200,000 (200,000)	0.13	なし	令和年月日 元. 7. 5
合計	—	—	200,000	200,000 (200,000)	—	—	—

- (注) 1. () 内書は、1年以内の償還予定額であります。
2. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
200,000	—	—	—	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	400,000	300,000	0.33	—
1年以内に返済予定の長期借入金	46,760	336,370	0.30	—
1年以内に返済予定のリース債務	—	—	—	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	879,290	542,920	0.22	令和2~3年
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。)	—	—	—	—
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	1,326,050	1,179,290	—	—

- (注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。
2. 長期借入金の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	28,560	514,360	—	—

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

第28事業年度の第3四半期累計期間（平成31年4月1日から令和元年12月31日まで）の業績の概要は次のとおりであります。なお、この業績の概要は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しておりますが、金融商品取引法第193条の2第1項に準ずる四半期レビューは未了であり四半期レビュー報告書は受領しておりません。

[四半期連結損益計算書]

[第3四半期連結累計期間]

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成31年4月1日 至令和元年12月31日)
売上高	18,558,513

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,501,184	2,378,771
売掛金	※2 1,393,965	※2 1,963,114
電子記録債権	277,230	646,918
商品	5,887	8,569
仕掛品	—	10,155
貯蔵品	422	401
前払費用	85,963	120,853
その他	※2 154,781	※2 208,326
貸倒引当金	△11,800	△17,800
流動資産合計	4,407,635	5,319,310
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1 90,137	※1 91,158
機械及び装置	2,087	4,482
車両運搬具	29,597	1,486
工具、器具及び備品	7,076	6,627
土地	※1 258,715	※1 258,715
有形固定資産合計	387,614	362,470
無形固定資産		
ソフトウェア	37,925	50,129
その他	324	1,610
無形固定資産合計	38,249	51,739
投資その他の資産		
投資有価証券	10,000	10,000
関係会社社債	2,000	—
関係会社株式	486,307	510,266
出資金	11	11
関係会社出資金	400	29,107
長期貸付金	※2 150,000	※2 150,000
長期前払費用	3,328	2,505
繰延税金資産	149,128	150,688
その他	135,681	186,047
貸倒引当金	△82,700	△77,600
投資その他の資産合計	854,156	961,027
固定資産合計	1,280,021	1,375,238
資産合計	5,687,656	6,694,548

(単位：千円)

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	※1 341,360	※1 630,940
1年内償還予定の社債	—	200,000
未払費用	993,355	1,294,070
未払法人税等	114,469	117,754
未払消費税等	201,691	433,021
預り金	144,365	187,922
賞与引当金	—	29,062
その他	※2 147,312	※2 225,418
流動負債合計	1,942,555	3,118,189
固定負債		
社債	200,000	—
長期借入金	※1 873,860	※1 542,920
その他	191,250	191,250
固定負債合計	1,265,110	734,170
負債合計	3,207,665	3,852,359
純資産の部		
株主資本		
資本金	98,000	98,000
資本剰余金		
資本準備金	125,851	125,851
資本剰余金合計	125,851	125,851
利益剰余金		
利益準備金	1,700	1,700
その他利益剰余金		
特別償却準備金	937	6,247
別途積立金	35,000	35,000
繰越利益剰余金	2,563,246	2,920,133
利益剰余金合計	2,600,883	2,963,081
自己株式	△344,744	△344,744
株主資本合計	2,479,990	2,842,188
純資産合計	2,479,990	2,842,188
負債純資産合計	5,687,656	6,694,548

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
売上高	※1 11,427,831	16,022,071
売上原価	※1 9,891,825	※1 13,864,498
売上総利益	1,536,006	2,157,573
販売費及び一般管理費		
減価償却費	29,480	28,207
給与手当	468,478	726,038
役員退職慰労引当金繰入額	11,363	—
貸倒引当金繰入額	2,900	6,000
支払手数料	142,466	172,999
その他	※1 385,190	※1 640,604
販売費及び一般管理費合計	※2 1,039,878	※2 1,573,849
営業利益	496,127	583,723
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	※1 973	※1 939
助成金収入	1,133	10,665
受取補償金	—	22,373
その他	※1 12,111	※1 18,768
営業外収益合計	14,218	52,746
営業外費用		
支払利息	3,855	3,527
貸倒引当金繰入額	3,700	—
敷金保証金解約損	453	2,373
障害者雇用納付金	—	1,750
為替差損	749	1,256
その他	1,652	571
営業外費用合計	10,410	9,479
経常利益	499,935	626,990
特別損失		
関係会社株式売却損	—	2,906
減損損失	6,810	—
特別損失合計	6,810	2,906
税引前当期純利益	493,124	624,083
法人税、住民税及び事業税	155,959	195,796
法人税等調整額	△121,106	△1,560
法人税等合計	34,852	194,236
当期純利益	458,272	429,847

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
					特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	98,000	125,851	37,851	163,703	1,700	1,274	35,000	2,180,727	2,218,701
当期変動額									
剰余金の配当				—				△71,820	△71,820
特別償却準備金の取崩				—		△337		337	—
当期純利益				—				458,272	458,272
自己株式の処分			△37,851	△37,851				△4,270	△4,270
当期変動額合計	—	—	△37,851	△37,851	—	△337	—	382,519	382,182
当期末残高	98,000	125,851	—	125,851	1,700	937	35,000	2,563,246	2,600,883

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	△492,466	1,987,938	1,987,938
当期変動額			
剰余金の配当		△71,820	△71,820
特別償却準備金の取崩		—	—
当期純利益		458,272	458,272
自己株式の処分	147,721	105,600	105,600
当期変動額合計	147,721	492,052	492,052
当期末残高	△344,744	2,479,990	2,479,990

当事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							利益剰余金合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	その他利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計		特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	98,000	125,851	125,851	1,700	937	35,000	2,563,246	2,600,883
当期変動額								
剰余金の配当			—				△67,650	△67,650
特別償却準備金の積立			—		5,619		△5,619	—
特別償却準備金の取崩			—		△309		309	—
当期純利益			—				429,847	429,847
当期変動額合計	—	—	—	—	5,310	—	356,887	362,197
当期末残高	98,000	125,851	125,851	1,700	6,247	35,000	2,920,133	2,963,081

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	△344,744	2,479,990	2,479,990
当期変動額			
剰余金の配当		△67,650	△67,650
特別償却準備金の積立		—	—
特別償却準備金の取崩		—	—
当期純利益		429,847	429,847
当期変動額合計	—	362,197	362,197
当期末残高	△344,744	2,842,188	2,842,188

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法を採用しております。
- (2) その他有価証券
時価のないもの
移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

商品 個別原価法
貯蔵品 最終仕入原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

主として定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	: 3年~31年
機械及び装置	: 2年~10年
車両運搬具	: 2年~6年
工具、器具及び備品	: 3年~15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

5. その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法を採用しております。
- (2) その他有価証券
時価のないもの
移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

商品及び仕掛品 個別原価法

貯蔵品 最終仕入原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

主として定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	:	3年～31年
機械及び装置	:	2年～10年
車両運搬具	:	2年～6年
工具、器具及び備品	:	3年～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(2) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

5. その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

前事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

下記の表示方法の変更に関する注記は、財務諸表等規則附則第3項の規定に基づき、平成30年4月1日に開始する事業年度(以下「翌事業年度」という。)における表示方法の変更の注記と同様の内容を記載しております。

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を翌事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。この表示方法の変更を反映させるため、財務諸表等規則附則第3項の規定に基づき、当事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、当事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」14,074千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」149,128千円に含めて表示しております。

当事業年度(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」14,074千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」149,128千円に含めて表示しております。

(追加情報)

前事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(役員退職慰労金制度の廃止)

連結財務諸表「注記事項(追加情報)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

当事業年度(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
建物	83,457千円	79,635千円
土地	217,629	217,629
計	301,086	297,264

上記の担保資産によって担保されている債務(根抵当権に係る極度額300,000千円)は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
短期借入金	328,560千円	330,940千円
長期借入金	73,860	42,920
計	402,420	373,860

※2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
短期金銭債権	63,472千円	22,032千円
短期金銭債務	15,323	21,855
長期金銭債権	150,000	150,000

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引に係るものが次の通り含まれております。

	前事業年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)	当事業年度 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	6,786千円	—千円
その他の営業取引高	338,893	355,363
営業取引以外の取引による取引高	900	821

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度40.1%、当事業年度40.1%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度59.9%、当事業年度59.9%であります。

(有価証券関係)

前事業年度(平成30年3月31日)

関係会社株式(貸借対照表計上額は486,307千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(平成31年3月31日)

関係会社株式(貸借対照表計上額は510,266千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成30年3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成30年3月31日)
繰延税金資産	
長期未払金	66,727千円
貸倒引当金 (固定)	28,854
関係会社株式評価損	14,267
減価償却超過額	14,896
減損損失	9,919
未払事業税	12,035
その他	2,929
繰延税金資産小計	149,630
評価性引当額	—
繰延税金資産合計	149,630
繰延税金負債	
特別償却準備金	△502
繰延税金負債合計	△502
繰延税金資産の純額	149,128

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (平成30年3月31日)
法定実効税率	34.9%
(調整)	
住民税均等割	1.0
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.1
税額控除	△5.1
評価性引当額の増減	△26.6
その他	△0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	7.1

当事業年度（平成31年3月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成31年3月31日)
繰延税金資産	
長期未払金	66,076千円
貸倒引当金（固定）	26,810
賞与引当金	10,040
関係会社株式評価	6,910
減価償却超過額	12,856
減損損失	9,822
未払事業税	11,808
その他	9,659
繰延税金資産小計	153,986
評価性引当額	—
繰延税金資産合計	153,986
繰延税金負債	
特別償却準備金	△3,298
繰延税金負債合計	△3,298
繰延税金資産の純額	150,688

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (平成31年3月31日)
法定実効税率	34.6%
（調整）	
住民税均等割	1.0
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2
税額控除	△4.4
その他	△0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.1

（企業結合等関係）

前事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

連結財務諸表「注記事項（企業結合等関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

連結財務諸表「注記事項 (重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

当社は、令和元年9月19日開催の取締役会決議に基づき、令和元年10月16日付をもって株式分割を行っております。

1. 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施いたします。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

令和元年10月15日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき5株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	1,211,700株
今回の株式分割により増加する株式数	4,846,800株
株式分割後の発行済株式総数	6,058,500株
株式分割後の発行可能株式総数	23,000,000株

(3) 株式分割の効力発生日

令和元年10月16日

(4) 1株当たり情報に与える影響

当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は以下のとおりとなります。

前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1株当たり純資産額	483.90円
1株当たり当期純利益	96.23円

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないことから、記載しておりません。

当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

	当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
1株当たり純資産額	554.57円
1株当たり当期純利益	83.87円

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないことから、記載しておりません。

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区 分	資産の 種 類	当期首 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当期末 残 高	減価償却 累計額
有形 固定資産	建物	90,137	7,576	462	6,092	91,158	120,828
	構築物	—	—	—	—	—	13,087
	機械及び装置	2,087	3,420	—	1,024	4,482	7,839
	車両運搬具	29,597	3,379	20,369	11,120	1,486	10,551
	工具、器具及び備品	7,076	2,692	5	3,136	6,627	19,363
	土地	258,715	—	—	—	258,715	—
	計	387,614	17,067	20,837	21,374	362,470	171,671
無形 固定資産	ソフトウェア	37,925	31,657	8,166	11,286	50,129	65,517
	その他	324	1,339	—	53	1,610	524
	計	38,249	32,996	8,166	11,339	51,739	66,041

(注) 1. 「ソフトウェア」の「当期増加額」は主に社内システムの構築等によるものであります。

2. 「車両運搬具」の「当期減少額」はリースに変更するために売却したことによるものであります。

【引当金明細表】

(単位：千円)

科 目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金（流動）	11,800	17,800	11,800	17,800
貸倒引当金（固定）	82,700	—	5,100	77,600
賞与引当金	—	29,062	—	29,062

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1. 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	<p>大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部</p> <p>東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社</p> <p>三菱UFJ信託銀行株式会社 全国本支店</p> <p>1. 名義書換 (1) 書換株券枚数1枚につき115円 (2) 書換株数1単元（単元株制度不採用の場合は1株）につき、①から③の場合を除き120円（月間累計株数が1単元に満たない場合は1単元として計算） ① 商号変更届の提出の際に株券上への株主名表示の変更を行った場合60円 ② 合併・会社分割による名義書換の場合60円 ③ 株券廃止会社における名義書換の場合60円</p> <p>2. 株券不所持 (1) 不所持申出または交付返還1枚につき115円の2分の1 (2) 不所持申出または交付返還1単元（単元株制度不採用の場合は1株）につき120円の2分の1</p> <p>—</p>
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	<p>大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部</p> <p>東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社</p> <p>三菱UFJ信託銀行株式会社 全国本支店 （注）1.</p> <p>1件につき1,500円 （注）2.</p>
公告掲載方法	<p>電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>公告掲載URL https://www.willtec.jp/</p>

株主に対する特典	該当事項はありません。
----------	-------------

- (注) 1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、当該事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が株式会社東京証券取引所に上場された日から、「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第三部【特別情報】

第1【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は、連動子会社を有していないため、該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成30年 3月30日	小倉 秀司	大阪府吹田市	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の取締役)	株式会社RASアセット 代表取締役 小倉 秀司	大阪市淀川区西宮原2-5-46 -729	特別利害関係者等(大株主上位10名、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)	171,800	526,051,600 (3,062) (注)4	所有者の事情による

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所への上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(平成29年4月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第204条第1項第4号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載することとされております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。
- また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。)、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。)並びにその役員、人的関係会社及び資本的関係会社
4. 移動価格は、簿価純資産方式を参考として、当事者間で協議の上決定した価格であります。
5. 当社は、令和元年9月19日開催の取締役会決議により、令和元年10月16日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。従いまして、株式分割前の移動については上記「移動株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割前の「移動株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式①	新株予約権①
発行（処分）年月日	平成30年2月26日	平成30年3月30日
種類	普通株式 （自己株式）	第5回新株予約権 （ストックオプション）
発行（処分）数	80,000株	普通株式35,000株
発行（処分）価格	1,320円 （注）3	1,320円 （注）3
資本組入額	— （注）2	（注）6
発行（処分）価額の総額	105,600,000円	46,200,000円
資本組入額の総額	— （注）2	（注）6
発行（処分）方法	第三者割当方式による自己株式の処分	平成30年3月30日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストックオプション）に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	—

項目	新株予約権②	株式②
発行（処分）年月日	平成31年3月29日	平成31年4月5日
種類	第6回新株予約権 （ストックオプション）	普通株式 （自己株式）
発行（処分）数	普通株式70,900株	9,000株
発行（処分）価格	4,400円 （注）4	4,400円 （注）4
資本組入額	（注）6	— （注）2
発行（処分）価額の総額	311,960,000円	39,600,000円
資本組入額の総額	（注）6	— （注）2
発行（処分）方法	平成31年3月28日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。	第三者割当方式による自己株式の処分
保有期間等に関する確約	（注）7	（注）8

（注）1．第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）の定める規則は、以下の通りであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第255条の規定において、新規上場申請者が新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合（上場前の公募等による場合を除く。）には、当該新規上場申請者は割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

- (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (3) 新規上場申請者が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消の措置をとるものとしております。
- (4) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は、平成31年3月31日であります。
2. 自己株式の処分のため、資本組入額はありません。
3. 発行（処分）価格は、配当還元方式及び時価純資産方式により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。
4. 発行（処分）価格は、時価純資産方式により算定された価格であります。
5. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①	新株予約権②
行使時の払込金額	1,320円	4,400円
行使期間	令和2年4月1日から 令和10年3月30日まで	令和3年4月1日から 令和10年3月31日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

6. 付与対象者と締結しております「第5回新株予約権総数引受及び割当契約書」及び「第6回新株予約権割当契約書」において、「新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。」と定めております。
7. ㈱東京証券取引所の定める有価証券上場規程及び有価証券上場規程施行規則に基づき、当社は、割当を受けた者との間で、割当を受けた本件新株予約権を、割当を受けた日から上場日の前日又は割当新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
8. ㈱東京証券取引所の定める有価証券上場規程及び有価証券上場規程施行規則に基づき、当社は、割当を受けた者との間で、割当を受けた本件株式を、割当を受けた日からその上場日後6ヶ月間を経過する日（当該日において本件株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、本件株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日）まで所有する等の確約を行っております。
9. 当社は、令和元年9月19日開催の取締役会決議により、令和元年10月16日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。従いまして、株式分割前の発行の内容については上記「発行（処分）数」及び「発行（処分）価格」は、当該株式分割前の「発行（処分）数」及び「発行（処分）価格」を記載しております。

2【取得者の概況】

新株予約権①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
野地 恭雄	大分県大分市	会社役員	15,000	19,800,000 (1,320)	特別利害関係者等(当社の常務取締役)
西 隆弘	奈良県奈良市	会社役員	10,000	13,200,000 (1,320)	特別利害関係者等(当社の取締役)
渡邊 剛	大阪市淀川区	会社役員	10,000	13,200,000 (1,320)	特別利害関係者等(当社の取締役)

株式①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
宮城 力	大阪府枚方市	会社役員	80,000	105,600,000 (1,320)	特別利害関係者等(当社の代表取締役社長)

新株予約権②

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
宮城 力	大阪府枚方市	会社役員	3,000	13,200,000 (4,400)	特別利害関係者等(当社の代表取締役社長)
野地 恭雄	大分県大分市	会社役員	2,000	8,800,000 (4,400)	特別利害関係者等(当社の常務取締役)
京崎 利彦	大阪市東住吉区	会社役員	1,000	4,400,000 (4,400)	特別利害関係者等(当社の取締役監査等委員)
麻田 祐司	兵庫県芦屋市	会社役員	1,000	4,400,000 (4,400)	特別利害関係者等(当社の取締役監査等委員)
見宮 大介	大阪府箕面市	会社役員	1,000	4,400,000 (4,400)	特別利害関係者等(当社の取締役監査等委員)
石井 秀暁	茨城県つくば市	会社役員	2,000	8,800,000 (4,400)	特別利害関係者等(当社の取締役)
西 隆弘	奈良県奈良市	会社役員	2,000	8,800,000 (4,400)	特別利害関係者等(当社の取締役)
渡邊 剛	大阪市淀川区	会社役員	2,000	8,800,000 (4,400)	特別利害関係者等(当社の取締役)
北野 一夫	大阪府寝屋川市	会社役員	1,200	5,280,000 (4,400)	特別利害関係者等(当社子会社の取締役)
奥村 浩	東京都江戸川区	会社員	1,000	4,400,000 (4,400)	当社の従業員
田中 伸也	大阪府東大阪市	会社員	1,000	4,400,000 (4,400)	当社の従業員
水谷 辰雄	東京都北区	会社役員	2,000	8,800,000 (4,400)	特別利害関係者等(当社子会社の代表取締役社長)
宮田 宗嗣	堺市東区	会社員	1,000	4,400,000 (4,400)	当社の従業員
村上 真司	大阪府豊中市	会社役員	1,500	6,600,000 (4,400)	特別利害関係者等(当社子会社の代表取締役社長)
下川 洋平	堺市北区	会社員	1,000	4,400,000 (4,400)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
野田 宜弘	横浜市中区	会社員	1,000	4,400,000 (4,400)	当社の従業員
本山 敬二郎	大阪府豊中市	会社役員	1,500	6,600,000 (4,400)	特別利害関係者等(当社子会社の取締役)
山邊 卓也	大阪府寝屋川市	会社員	1,000	4,400,000 (4,400)	当社の従業員
溝口 仁志	大阪府茨木市	会社員	750	3,300,000 (4,400)	当社の従業員
塩塚 大介	大阪市城東区	会社員	1,000	4,400,000 (4,400)	当社の従業員
高橋 淳一郎	宮崎県延岡市	会社員	1,000	4,400,000 (4,400)	当社の従業員
一瀬 智洋	大阪市北区	会社員	1,000	4,400,000 (4,400)	当社の従業員
田村 智次郎	兵庫県尼崎市	会社員	1,000	4,400,000 (4,400)	当社の従業員
寺本 伸介	大阪府守口市	会社員	500	2,200,000 (4,400)	当社の従業員
福岡 賢治	大阪府四條畷市	会社役員	2,000	8,800,000 (4,400)	特別利害関係者等(当社子会社の代表取締役社長)
本郷 宏樹	京都市山科区	会社員	500	2,200,000 (4,400)	当社の従業員
濱田 渉	大阪府茨木市	会社員	500	2,200,000 (4,400)	当社の従業員
下條 優樹	愛知県春日井市	会社員	500	2,200,000 (4,400)	当社の従業員
杉田 孝治	大阪府守口市	会社員	500	2,200,000 (4,400)	当社の従業員
八百原 正倫	大阪府藤井寺市	会社員	500	2,200,000 (4,400)	当社の従業員
松田 清二	京都府八幡市	会社員	500	2,200,000 (4,400)	当社の従業員
島内 隆士	大阪市東淀川区	会社員	500	2,200,000 (4,400)	当社の従業員
畑田 昭彦	愛知県稲沢市	会社員	500	2,200,000 (4,400)	当社の従業員
木村 真吾	大阪府茨木市	会社員	500	2,200,000 (4,400)	当社の従業員
中尾 雅弘	宮崎県延岡市	会社員	500	2,200,000 (4,400)	当社の従業員
橋本 和徳	福岡市東区	会社員	500	2,200,000 (4,400)	当社の従業員
井田 章	宮崎県宮崎市	会社員	500	2,200,000 (4,400)	当社の従業員
松下 直正	広島県呉市	会社員	500	2,200,000 (4,400)	当社の従業員
川邊 博	大阪府泉南郡熊取町	会社員	500	2,200,000 (4,400)	当社の従業員
高津 篤志	京都府京田辺市	会社員	500	2,200,000 (4,400)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
大門 稔征	大阪府高槻市	会社員	500	2,200,000 (4,400)	当社の従業員
狩野 大	大阪府枚方市	会社員	500	2,200,000 (4,400)	当社の従業員
甲山 伸明	大阪市西区	会社員	500	2,200,000 (4,400)	当社の従業員
川島 尚子	京都府長岡京市	会社員	500	2,200,000 (4,400)	当社の従業員
伊藤 大悟	大分県国東市	会社員	500	2,200,000 (4,400)	当社の従業員
和田 政也	奈良県北葛城郡王寺町	会社員	500	2,200,000 (4,400)	当社の従業員
森本 俊威	大阪府守口市	会社員	500	2,200,000 (4,400)	当社の従業員
小川 琢民	埼玉県深谷市	会社員	500	2,200,000 (4,400)	当社の従業員
大瀬 晃一	大阪市北区	会社員	500	2,200,000 (4,400)	当社の従業員
内藤 和哉	大阪府交野市	会社員	500	2,200,000 (4,400)	当社の従業員
河西 敏樹	大阪府守口市	会社員	500	2,200,000 (4,400)	当社の従業員
山田 秀明	堺市北区	会社員	500	2,200,000 (4,400)	当社の従業員
城戸 裕子	大阪市東淀川区	会社員	500	2,200,000 (4,400)	当社の従業員
知念 良佳	横浜市神奈川区	会社員	500	2,200,000 (4,400)	当社の従業員
森元 達也	兵庫県小野市	会社員	500	2,200,000 (4,400)	当社の従業員
加茂 洋一	奈良県生駒市	会社員	500	2,200,000 (4,400)	当社の従業員
竹山 祐介	群馬県邑楽郡大泉町	会社員	500	2,200,000 (4,400)	当社の従業員
大島 英之	石川県金沢市	会社員	500	2,200,000 (4,400)	当社の従業員
中道 祐輔	横浜市戸塚区	会社員	500	2,200,000 (4,400)	当社の従業員
グエン ハイ クアン	66HoTungMau, Mai Dich, CauGiayHAN OI	会社役員	700	3,080,000 (4,400)	特別利害関係者等(当社子会社の取締役)
中西 修	広島県呉市	会社員	500	2,200,000 (4,400)	当社の従業員
佐藤 文謙	さいたま市見沼区	会社員	500	2,200,000 (4,400)	当社の従業員
熊本 雅敏	大阪市阿倍野区	会社員	500	2,200,000 (4,400)	当社の従業員
佐伯 良久	京都市伏見区	会社員	500	2,200,000 (4,400)	当社の従業員
飯島 和俊	千葉県八千代市	会社員	500	2,200,000 (4,400)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
ジンマー アウン	大阪市淀川区	会社役員	700	3,080,000 (4,400)	特別利害関係者等(当社子会社の取締役)
北谷 正幸	東京都台東区	会社員	500	2,200,000 (4,400)	当社の従業員
久保 陽介	神戸市兵庫区	会社員	500	2,200,000 (4,400)	当社の従業員
西岡 昌也	兵庫県三田市	会社員	1,000	4,400,000 (4,400)	当社の従業員
松永 隆	大阪市福島区	会社員	1,000	4,400,000 (4,400)	当社子会社の従業員
三神 直和	千葉縣市川市	会社員	1,000	4,400,000 (4,400)	当社子会社の従業員
川島 剛太	福岡市城南区	会社員	1,000	4,400,000 (4,400)	当社子会社の従業員
牧 秀幸	埼玉県所沢市	会社員	500	2,200,000 (4,400)	当社子会社の従業員
浦澤 誠一	千葉県松戸市	会社員	500	2,200,000 (4,400)	当社子会社の従業員
本橋 和也	東京都中野区	会社員	500	2,200,000 (4,400)	当社子会社の従業員
小牟田 三郎	名古屋市名東区	会社員	500	2,200,000 (4,400)	当社子会社の従業員
高橋 正博	埼玉県桶川市	会社員	500	2,200,000 (4,400)	当社子会社の従業員
田中 正明	札幌市東区	会社員	500	2,200,000 (4,400)	当社子会社の従業員
亀山 将来	宮城県名取市	会社員	500	2,200,000 (4,400)	当社子会社の従業員
田口 淳子	埼玉県上尾市	会社員	500	2,200,000 (4,400)	当社子会社の従業員
松本 孝太郎	千葉縣市川市	会社員	500	2,200,000 (4,400)	当社子会社の従業員
山本 将平	神奈川県茅ヶ崎市	会社員	500	2,200,000 (4,400)	当社子会社の従業員
大橋 英樹	大阪市鶴見区	会社員	300	1,320,000 (4,400)	当社子会社の従業員
松原 昌三	東京都大田区	会社役員	1,000	4,400,000 (4,400)	特別利害関係者等(当社子会社の代表取締役社長)
加藤 貢	福島県郡山市	会社員	500	2,200,000 (4,400)	当社子会社の従業員
岡安 栄一	川崎市宮前区	会社役員	500	2,200,000 (4,400)	特別利害関係者等(当社子会社の取締役)
宮倉 豊	神奈川県横須賀市	会社員	500	2,200,000 (4,400)	当社子会社の従業員
廣田 健二	東京都足立区	会社員	250	1,100,000 (4,400)	当社子会社の従業員
小西 英行	福岡県福津市	会社員	250	1,100,000 (4,400)	当社子会社の従業員
土井 俊弘	横浜市緑区	会社員	250	1,100,000 (4,400)	当社子会社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
西原 淳	福島県須賀川市	会社員	250	1,100,000 (4,400)	当社子会社の従業員
有我 功	福島県須賀川市	会社員	250	1,100,000 (4,400)	当社子会社の従業員
柳 孝男	福島県岩瀬郡鏡石町	会社員	250	1,100,000 (4,400)	当社子会社の従業員
熊田 一雄	福島県須賀川市	会社員	250	1,100,000 (4,400)	当社子会社の従業員
植田 勝久	福島県郡山市	会社員	250	1,100,000 (4,400)	当社子会社の従業員
人見 勝幸	東京都大田区	会社員	250	1,100,000 (4,400)	当社子会社の従業員
安藤 和夫	福島県須賀川市	会社員	250	1,100,000 (4,400)	当社子会社の従業員
森國 祥子	横浜市港北区	会社員	250	1,100,000 (4,400)	当社子会社の従業員
多田 麦奈	横浜市神奈川区	会社員	250	1,100,000 (4,400)	当社子会社の従業員
後藤 貴之	宮城県東諸県郡国富町	会社員	500	2,200,000 (4,400)	当社子会社の従業員
麻生 浩二	東京都板橋区	会社員	250	1,100,000 (4,400)	当社子会社の従業員

株式②

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
ウイルテックグループ従業員持株会 理事長 田村 智次郎	大阪市淀川区東三国4-3-1	持株会	6,400	28,160,000 (4,400)	当社の従業員持株会
ウイルテックグループ役員持株会 理事長 渡邊 剛	大阪市淀川区東三国4-3-1	持株会	2,600	11,440,000 (4,400)	特別利害関係者等(当社の役員持株会)

(注) 当社は、令和元年9月19日開催の取締役会決議により、令和元年10月16日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。従いまして、株式分割前の取得者の概況については上記「割当株数」及び「(単価)」は、当該株式分割前の「割当株数」及び「(単価)」を記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
小倉 秀司(注)2.5.	大阪府吹田市	3,858,000	64.74
株式会社RASアセット (注)5.7.	大阪市淀川区西宮原2-5-46-729	859,000	14.41
宮城 力(注)3.5.	大阪府枚方市	420,000 (20,000)	7.05 (0.34)
野地 恭雄(注)4.	大分県大分市	90,000 (90,000)	1.51 (1.51)
西 隆弘(注)4.	奈良県奈良市	65,000 (65,000)	1.09 (1.09)
渡邊 剛(注)4.	大阪市淀川区	65,000 (65,000)	1.09 (1.09)
東 和登	大阪府枚方市	50,000 (50,000)	0.84 (0.84)
ウイルテックグループ従業員持株会 (注)5.	大阪市淀川区東三国4-3-1	32,000	0.54
田中 伸也(注)10.	大阪府東大阪市	15,000 (15,000)	0.25 (0.25)
水谷 辰雄(注)9.10.	東京都北区	15,000 (15,000)	0.25 (0.25)
ウイルテックグループ役員持株会 (注)5.8.	大阪市淀川区東三国4-3-1	13,000	0.22
松下 直正(注)9.10.	広島県呉市	12,500 (12,500)	0.21 (0.21)
本山 敬二郎(注)9.10.	大阪府豊中市	12,500 (12,500)	0.21 (0.21)
村上 真司(注)9.10.	大阪府豊中市	12,500 (12,500)	0.21 (0.21)
北野 一夫(注)9.10.	大阪府寝屋川市	11,000 (11,000)	0.18 (0.18)
福岡 賢治(注)9.10.	大阪府四條畷市	10,000 (10,000)	0.17 (0.17)
千間 和義	大阪府枚方市	10,000 (10,000)	0.17 (0.17)
野田 宜弘(注)10.	横浜市中区	10,000 (10,000)	0.17 (0.17)
山邊 卓也(注)10.	大阪府寝屋川市	10,000 (10,000)	0.17 (0.17)
石井 秀暁(注)4.	茨城県つくば市	10,000 (10,000)	0.17 (0.17)
松田 清二(注)10.	京都府八幡市	7,500 (7,500)	0.13 (0.13)
高津 篤志(注)10.	京都府京田辺市	7,500 (7,500)	0.13 (0.13)
浦澤 誠一(注)11.	千葉県松戸市	7,500 (7,500)	0.13 (0.13)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式 (自己株式を除く。) の総数に対する所有株式数の割合 (%)
中尾 雅弘 (注) 10.	宮崎県延岡市	7,500 (7,500)	0.13 (0.13)
橋本 和徳 (注) 10.	福岡市東区	7,500 (7,500)	0.13 (0.13)
島内 隆士 (注) 10.	大阪市東淀川区	7,500 (7,500)	0.13 (0.13)
杉田 孝治 (注) 10.	大阪府守口市	7,500 (7,500)	0.13 (0.13)
木村 真吾 (注) 10.	大阪府茨木市	7,500 (7,500)	0.13 (0.13)
濱田 渉 (注) 10.	大阪府茨木市	7,500 (7,500)	0.13 (0.13)
一瀬 智洋 (注) 10.	大阪市北区	7,500 (7,500)	0.13 (0.13)
高橋 淳一郎 (注) 10.	宮崎県延岡市	7,500 (7,500)	0.13 (0.13)
松永 隆 (注) 11.	大阪市福島区	7,500 (7,500)	0.13 (0.13)
川島 剛太 (注) 11.	福岡市城南区	7,500 (7,500)	0.13 (0.13)
奥村 浩 (注) 10.	東京都江戸川区	7,500 (7,500)	0.13 (0.13)
下川 洋平 (注) 10.	堺市北区	7,500 (7,500)	0.13 (0.13)
塩塚 大介 (注) 10.	大阪市城東区	7,500 (7,500)	0.13 (0.13)
松井 雅博 (注) 10.	大阪市東成区	5,000 (5,000)	0.08 (0.08)
狩野 大 (注) 10.	大阪府枚方市	5,000 (5,000)	0.08 (0.08)
矢良上 義行 (注) 9. 10.	大阪府高槻市	5,000 (5,000)	0.08 (0.08)
山田 哲三	大阪府守口市	5,000 (5,000)	0.08 (0.08)
寺本 伸介 (注) 10.	大阪府守口市	5,000 (5,000)	0.08 (0.08)
松本 孝一 (注) 10.	神戸市東灘区	5,000 (5,000)	0.08 (0.08)
田村 智次郎 (注) 10.	兵庫県尼崎市	5,000 (5,000)	0.08 (0.08)
麻田 祐司 (注) 4.	兵庫県芦屋市	5,000 (5,000)	0.08 (0.08)
京崎 利彦 (注) 4.	大阪市東住吉区	5,000 (5,000)	0.08 (0.08)
宮田 宗嗣 (注) 10.	堺市東区	5,000 (5,000)	0.08 (0.08)
松原 昌三 (注) 9. 10.	東京都大田区	5,000 (5,000)	0.08 (0.08)
見宮 大介 (注) 4.	大阪府箕面市	5,000 (5,000)	0.08 (0.08)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式 (自己株式を除く。) の総数に対する所有株式数の割合 (%)
西岡 昌也 (注) 10.	兵庫県三田市	5,000 (5,000)	0.08 (0.08)
下條 優樹 (注) 10.	愛知県春日井市	5,000 (5,000)	0.08 (0.08)
森 徹 (注) 10.	大阪市淀川区	5,000 (5,000)	0.08 (0.08)
小川 琢民 (注) 10.	埼玉県深谷市	5,000 (5,000)	0.08 (0.08)
三神 直和 (注) 11.	千葉県市川市	5,000 (5,000)	0.08 (0.08)
井田 章 (注) 10.	宮崎県宮崎市	5,000 (5,000)	0.08 (0.08)
伊藤 大悟 (注) 10.	大分県国東市	5,000 (5,000)	0.08 (0.08)
その他70名 (注) 6.		164,000 (156,000)	2.75 (2.62)
計	—	5,959,500 (789,500)	100.00 (13.25)

- (注) 1. 株式 (自己株式を除く。) の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
2. 特別利害関係者等 (当社の取締役会長)
 3. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長)
 4. 特別利害関係者等 (当社の取締役)
 5. 特別利害関係者等 (大株主上位10名)
 6. 特別利害関係者等 (当社の役員の近親者) を含む
 7. 特別利害関係者等 (役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)
 8. 特別利害関係者等 (当社の役員持株会)
 9. 特別利害関係者等 (当社子会社の役員)
 10. 当社の従業員
 11. 当社子会社の従業員
 12. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
 13. 所有株式数が1,000株以下である者については、「その他」として所有株式数ごとに人数のみを記載しております。
 14. 新株予約権付与対象者の辞任及び退職によって行使の条件を満たさないものについては除いて記載しております。
 15. 令和元年9月19日開催の取締役会決議により、令和元年10月16日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っているため、株式分割後の株式数を記載しております。

独立監査人の監査報告書

令和2年1月27日

株式会社ウイルテック
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

俣野 宏行 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

三宅 潔 

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第204条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準ずる監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウイルテックの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウイルテック及び連結子会社の平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

令和2年1月27日

株式会社ウイルテック
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

俣野 広行 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

三宅 潔 

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第204条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準ずる監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウイルテックの平成30年4月1日から平成31年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウイルテック及び連結子会社の平成31年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の四半期レビュー報告書

令和2年1月27日

株式会社ウイルテック
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

俣野 広行 

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

三宅 潔 

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第204条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウイルテックの平成31年4月1日から令和2年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（令和元年7月1日から令和元年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成31年4月1日から令和元年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ウイルテック及び連結子会社の令和元年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

令和2年1月27日

株式会社ウイルテック
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

俣野 広行 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

三宅 潔 

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第204条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準ずる監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウイルテックの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウイルテックの平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

令和2年1月27日

株式会社ウイルテック
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

俣野 広行 

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

三宅 潔 

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第204条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準ずる監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウイルテックの平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウイルテックの平成31年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上